

レビ記

**Leviticus**

旧約聖書

## 第1章

- 1 主はモーセを呼び、会見の天幕から彼にこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。あなたがたの中でだれかが主にささげ物を献げるときは、家畜の中から、牛か羊をそのささげ物として献げなければならない。
- 3 そのささげ物が牛の全焼のささげ物である場合には、傷のない雄を献げなければならない。その人は自分が主の前に受け入れられるように、それを会見の天幕の入り口に連れて行き、
- 4 その全焼のささげ物の頭に手を置く。それがその人のための宥めとなり、彼は受け入れられる。
- 5 その若い牛は主の前で屠り、祭司であるアロンの子らとその血を携えて行って、会見の天幕の入り口にある祭壇の側面にその血を振りかける。
- 6 また、全焼のささげ物はその皮を剥ぎ、各部に切り分ける。
- 7 祭司であるアロンの子らは祭壇の上に火を置き、その火の上に薪を整える。
- 8 祭司であるアロンの子らは、その切り分けた各部と、頭と脂肪を祭壇の火の上の薪の上に整える。
- 9 内臓と足は水で洗う。祭司はこれらすべてを祭壇の上で焼いて煙にする。これは全焼のささげ物、主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。
- 10 そのささげ物が、羊の群れ、すなわち羊またはやぎの中からの全焼のささげ物である場合には、傷のない雄を献げなければならない。
- 11 それを祭壇の北側で、主の前で屠り、祭司であるアロンの子らが、その血を祭壇の側面に振りかける。
- 12 また、そのささげ物は各部に切り分ける。祭司はこれを頭と脂肪とともに祭壇の火の上の薪の上に整える。
- 13 内臓と足は水で洗う。祭司はこれらすべてを献げ、祭壇の上で焼いて煙にする。これは全焼のささげ物であり、主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。
- 14 主へのささげ物が鳥の全焼のささげ物である場合には、山鳩、または家鳩のひなの中から、自分のささげ物を献げなければならない。
- 15 祭司はそれを祭壇に持って来て、その頭をひねり、祭壇の上で焼いて煙にする。その血は祭壇の側面に絞り出す。
- 16 餌袋はその中身とともに取り除き、祭壇の東側の灰置き場に投げ捨てる。
- 17 その翼は引き裂くが、切り離してはならない。祭司はそれを祭壇の上、火の上の薪の上で焼いて煙にする。これは全焼のささげ物であり、主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。

## 第2章

- 1 人が主に穀物のささげ物を献げるとき、そのささげ物は小麦粉でなければならない。その上に油を注ぎ、その上に乳香を添え、
- 2 それを祭司であるアロンの子らのところに持って行く。祭司はその中から、ひとつかみの小麦粉と油と乳香すべてを覚えの分として取り出し、祭壇の上で焼いて煙にする。これは主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。

- 3 その穀物のささげ物の残りはアロンとその子らのものとなる。それは主への食物のささげ物のうちの、最も聖なるものである。
- 4 あなたがかまどで焼いた穀物のささげ物を献げる場合には、油を混ぜた小麦粉の、種なしの輪形パン、あるいは油を塗った、種なしの薄焼きパンとする。
- 5 また、あなたのささげ物が、平鍋の上で焼いた穀物のささげ物である場合には、油を混ぜた小麦粉の、種なしのものでなければならない。
- 6 あなたはそれを粉々に砕いて、その上に油を注ぎなさい。これは穀物のささげ物である。
- 7 また、鍋で作る穀物のささげ物は、油を混ぜた小麦粉で作る。
- 8 あなたは、これらの物で作られた穀物のささげ物を主のもとに携えて行く。それをあなたが祭司のところに持って行き、祭司はそれを祭壇に献げる。
- 9 祭司は、その穀物のささげ物から一部を覚えの分として取り出し、祭壇の上で焼いて煙にする。これは主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。
- 10 穀物のささげ物の残りはアロンとその子らのものとなる。これは主への食物のささげ物のうちの、最も聖なるものである。
- 11 あなたがたが主に献げる穀物のささげ物はみな、パン種を入れて作ってはならない。パン種や蜜は、少しであっても、主への食物のささげ物として焼いて煙にしてはならない。
- 12 それらは初物のささげ物として主に献げることができる。しかしそれらを、芳ばしい香りとして祭壇に献げてはならない。
- 13 穀物のささげ物はみな、塩で味をつけなさい。穀物のささげ物に、あなたの神の契約の塩を欠かしてはならない。あなたのどのささげ物も、塩をかけて献げなければならない。
- 14 あなたが初穂による穀物のささげ物を主に献げる場合には、火にあぶった穀粒、新穀のひき割り麦を、あなたの初穂による穀物のささげ物として献げなさい。
- 15 あなたはその上に油を加え、その上に乳香を添える。これは穀物のささげ物である。
- 16 祭司は、そのひき割り麦の一部とその油の一部、それにその乳香すべてを覚えの分として焼いて煙にする。これは主への食物のささげ物である。

### 第3章

- 1 そのささげ物が交わりのいけにえの場合には、献げようとするのが牛であるなら、雄でも雌でも傷のないものを主の前に献げなければならない。
- 2 まず、ささげ物の頭に手を置き、それを会見の天幕の入り口で屠り、祭司であるアロンの子らとその血を祭壇の側面に振りかける。
- 3 次に交わりのいけにえから、主への食物のささげ物として、内臓をおおう脂肪と、内臓に付いている脂肪すべて、
- 4 また、二つの腎臓と、それに付いている腰のあたりの脂肪、さらに腎臓とともに取り除いた、肝臓の上の小葉を献げる。
- 5 アロンの子らは、これを祭壇の上で、火の上の薪の上にある全焼のささげ物に載せて、焼いて煙にする。これは主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。
- 6 交わりのいけにえとしての、主へのささげ物が羊であるなら、雄でも雌でも傷のないものを献げなければならない。

- 7 ささげ物として献げようとするのが子羊であるなら、それを主の前に連れて来る。
- 8 そして、そのささげ物の頭に手を置き、それを会見の天幕の前で屠る。アロンの子らは、その血を祭壇の側面に振りかける。
- 9 そして、その交わりのいけにえから、主への食物のささげ物としてその脂肪を献げる。すなわち、背骨に沿って取り除いたあぶら尾すべて、内臓をおおう脂肪、内臓に付いている脂肪すべて、
- 10 また、二つの腎臓と、それに付いている腰あたりの脂肪、さらに腎臓とともに取り除いた、肝臓の上の小葉である。
- 11 祭司は祭壇の上で、それを食物として、主への食物のささげ物として焼いて煙にする。
- 12 そのささげ物がやぎであるなら、それを主の前に連れて行く。
- 13 そして、ささげ物の頭に手を置き、それを会見の天幕の前で屠る。アロンの子らは、その血を祭壇の側面に振りかける。
- 14 そして主への食物のささげ物として、そのいけにえから、内臓をおおう脂肪と、内臓に付いている脂肪すべて、
- 15 また、二つの腎臓と、それに付いている腰あたりの脂肪、さらに腎臓とともに取り除いた、肝臓の上の小葉を献げる。
- 16 祭司は祭壇の上で、それを食物として、芳ばしい香りのための食物のささげ物として焼いて煙にする。脂肪はすべて主のものである。
- 17 あなたがたがどこに住んでいても代々守るべき、永遠の掟はこれである。あなたがたは、いかなる脂肪も血も食べてはならない。」

## 第4章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。人が、主がしてはならないと命じたすべてのことから離れて、気づかずに罪に陥り、その一つでも行ってしまった、以下のような場合には—
- 3 油注がれた祭司が罪に陥って、民が責めを覚える場合には、その祭司は自分が陥った罪のために、傷のない若い雄牛を罪のきよめのささげ物として主に献げる。
- 4 彼はその雄牛を会見の天幕の入り口、主の前に連れて行き、雄牛の頭に手を置き、主の前でその雄牛を屠る。
- 5 その油注がれた祭司はその雄牛の血を取り、それを会見の天幕に持って入る。
- 6 その祭司は指を血に浸し、主の前で、聖所の垂れ幕に向けてその血を七度振りまく。
- 7 祭司はその血を、会見の天幕の中にある、主の前にある香り高い香の祭壇の四隅の角に塗り、その雄牛の血をすべて、会見の天幕の入り口にある全焼のささげ物の祭壇の土台に流す。
- 8 そして、罪のきよめのささげ物であるその雄牛の脂肪をすべて取り除く。すなわち、内臓をおおう脂肪と、内臓に付いている脂肪すべて、
- 9 また、二つの腎臓と、それに付いている腰あたりの脂肪、さらに腎臓とともに取り除いた、肝臓の上の小葉を取り除く。
- 10 これは交わりのいけにえの牛から取り除く場合と同様である。祭司はそれらを全焼のささげ物の祭壇の上で焼いて煙にする。

- 11 その雄牛の皮とそのすべての肉、頭と足の部分、さらに内臓と汚物、
- 12 すなわちその雄牛の残りすべてを、宿営の外のきよい所、すなわち灰捨て場に運び出し、薪の火で焼く。これは灰捨て場で焼かれる。
- 13 イスラエルの会衆すべてが迷い出て、すなわち、あることがその集会の目から隠れていて、主がしてはならないと命じたすべてのことのうち一つでも行い、後になって責めを覚える場合には、
- 14 自らの罪が明らかになったときに、その集会の人々は罪のきよめのささげ物として若い雄牛を献げ、それを会見の天幕の前に連れて行く。
- 15 会衆の長老たちは主の前でその雄牛の頭に手を置き、主の前でその雄牛を屠る。
- 16 油注がれた祭司は、その雄牛の血を会見の天幕に持って入る。
- 17 祭司は指を血に浸し、主の前で、垂れ幕に向けてその血を七度振りまく。
- 18 そして、その血を会見の天幕の中にある主の前の祭壇の四隅の角に塗る。また、その血はすべて、会見の天幕の入り口にある全焼のささげ物の祭壇の土台に流す。
- 19 脂肪はすべてその雄牛から取り、祭壇の上で焼いて煙にする。
- 20 罪のきよめのささげ物の雄牛に対してしたように、この雄牛に対して行う。こうして祭司は彼らのために宥めを行う。そして彼らは赦される。
- 21 その雄牛は宿営の外に運び出し、先の雄牛を焼いた場合と同様に、それを焼く。これは集会のための罪のきよめのささげ物である。
- 22 族長が罪に陥って、その神、主がしてはならないと命じたすべてのうちの一つでも、気づかずに行ったが、後になって責めを覚える場合、
- 23 または、自分が陥っている罪が知らされた場合には、ささげ物として傷のない雄やぎを連れて来る。
- 24 そして、そのやぎの頭に手を置き、全焼のささげ物を屠る場所で、主の前でそれを屠る。これは罪のきよめのささげ物である。
- 25 祭司は罪のきよめのささげ物の血を指に付け、それを全焼のささげ物の祭壇の四隅の角に塗る。残りの血は全焼のささげ物の祭壇の土台に流す。
- 26 また、交わりのいけにえの脂肪の場合と同様に、その脂肪はすべて祭壇の上で焼いて煙にする。こうして祭司は彼のために、罪を除いて宥めを行う。そして彼は赦される。
- 27 民衆の一人が、主がしてはならないと命じたことの一つでも行って、気づかずに罪に陥ってしまったが、後になって責めを覚える場合、
- 28 または、自分が陥っていた罪が知らされた場合には、その人が陥っていた罪のために、ささげ物として傷のない雌やぎを連れて来る。
- 29 そして、その罪のきよめのささげ物の頭に手を置き、全焼のささげ物の場所で罪のきよめのささげ物を屠る。
- 30 祭司はその血を指に付け、それを全焼のささげ物の祭壇の四隅の角に塗る。その血はすべて祭壇の土台に流す。
- 31 交わりのいけにえから取り除かれる場合と同様に、その脂肪はすべて取り除く。祭司は主への芳ばしい香りとして、それを祭壇の上で焼いて煙にする。こうして祭司はその人のために宥めを行う。そして彼は赦される。

- 32 罪のきよめのささげ物のために、ささげ物として子羊を連れて来る場合には、傷のない雌羊を連れて来る。
- 33 その罪のきよめのささげ物の頭の上に手を置き、全焼のささげ物を屠る場所で、罪のきよめのささげ物としてそれを屠る。
- 34 祭司は罪のきよめのささげ物の血を指に付け、それを全焼のささげ物の祭壇の四隅の角に塗る。その血はすべて祭壇の土台に流す。
- 35 また、交わりのいけにえの子羊の脂肪が取り除かれる場合と同様に、その脂肪はすべて取り除く。祭司はそれを祭壇の上で、主への食物のささげ物の上に載せて、焼いて煙にする。こうして祭司は彼のために、陥っていた罪を除いて宥めを行う。そして彼は赦される。

## 第5章

- 1 人が罪に陥ったとき、すなわち、その人自身が見ていたり知っていたりする証人であるのに、証言しなければのろわれるという声を聞きながらも、それをしない場合、その人は咎を負わなければならない。
- 2 あるいは、汚れた生き物の死骸であれ、汚れた家畜の死骸であれ、汚れた群がるものの死骸であれ、何か汚れたものに触れて汚れていたのに、そのことが彼には隠れていて、後になって責めを覚える場合、
- 3 または、いかなるものであれ、触れれば汚れると言われる人間の汚れに触れ、そのことを知ってはいたものの彼には隠れていて、後になって責めを覚える場合、
- 4 また、害になることであれ益になることであれ、誓ったことが何であれ、人が軽々しく口で誓った場合、そのことを知ってはいたものの彼には隠れていて、後になってその一つについて責めを覚える場合—
- 5 これらの一つについて責めを覚える場合には、自分が陥っていた罪を告白し、
- 6 自分が陥っていた罪のために償いとして、羊の群れの子羊であれ、やぎであれ、雌一匹を主のもとに連れて行き、罪のきよめのささげ物とする。祭司は彼のために、罪を除いて宥めを行う。
- 7 しかし、もしその人に羊を買う余裕がなければ、自分が陥っていた罪の償いとして、山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽を主のところを持って行く。一羽は罪のきよめのささげ物、もう一羽は全焼のささげ物とする。
- 8 彼はこれらを祭司のところを持って行き、祭司はまず、罪のきよめのささげ物となるものを献げる。彼はその頭の首のところをひねる。しかし、それを切り離してはならない。
- 9 それから罪のきよめのささげ物の血を祭壇の側面にかけて、血の残りはその祭壇の土台のところに絞り出す。これは罪のきよめのささげ物である。
- 10 祭司はもう一羽のほうも、定めにしたがって全焼のささげ物とする。こうして祭司はその人のために、陥っていた罪を除いて宥めを行う。そして彼は赦される。
- 11 もしその人が、山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽さえも手に入れることができないのなら、自分の罪のために、ささげ物として、十分の一エパの小麦粉を罪のきよめのささげ物として持って行く。その人はその上に油を加えたり、その上に乳香を添えたりしてはならない。これは罪のきよめのささげ物であるから。

- 12 その人はそれを祭司のところに持って行く。祭司は、その中からひとつかみを覚えの分として取り、祭壇の上で、主への食物のささげ物とともに焼いて煙にする。これは罪のきよめのささげ物である。
- 13 こうして、祭司は彼のために、陥っていたこれらの罪の一つのゆえに宥めを行う。そして彼は赦される。その残りは、穀物のささげ物と同様に祭司のものとなる。」
- 14 主はモーセにこう告げられた。
- 15 「人が信頼を裏切るとき、すなわち、主の聖なるものに関して気づかずに罪に陥ってしまった場合、羊の群れから傷のない雄羊、それも、聖所のシェケルで数シェケルの償いの銀に相当すると評価される雄羊一匹を、代償のささげ物として主のもとに連れて行く。
- 16 その人は、その聖なるものに関して罪に陥っていたことの償いをする。それにその五分之一を加えて、祭司に渡す。祭司は、その代償のささげ物の雄羊をもって彼のために宥めを行い、彼は赦される。
- 17 また、もし人が罪に陥っていて、主がしてはならないと命じたすべてのうち一つでも行いながら自覚がなく、後になって責めを覚えるなら、その人はその咎を負う。
- 18 その人は羊の群れから、代償として評価された、傷のない雄羊一匹を祭司のところに連れて行く。祭司は彼のために、彼が自覚せずに、また気づかずに犯した過失のゆえに宥めを行う。そして彼は赦される。
- 19 これは代償のささげ物である。彼は確かに主の前に償いの責めを負っていた。」

## 第6章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「人が罪に陥っていて主の信頼を裏切るとき、すなわち、預かり物や担保の物やかすめた物について同胞を欺いたり、あるいは同胞を脅迫してゆすり取ったり、
- 3 あるいは落とし物を見つけながらも欺いたりするなどして、人が罪に陥っていて行う事柄の一つについて、偽りの誓いをするようなとき、
- 4 その人が罪に陥り、後になって責めを覚える場合には、そのかすめた品や脅迫してゆすり取った物、自分に託された預かり物、見つけた落とし物、
- 5 あるいは、それについて偽って誓った物をすべて返さなければならない。元の物を償い、また、それに五分之一を加えなければならない。彼は自分が責めを覚えるときに、その元の所有者にそれを返さなければならない。
- 6 その人は羊の群れから、傷のない、代償として評価された雄羊一匹を、主への自分のための代償のささげ物として、祭司のところに連れて行く。
- 7 祭司は主の前でその人のために宥めを行う。彼は、自分が行って責めを覚えるようになったこのことについても赦される。」
- 8 主はモーセにこう告げられた。
- 9 「アロンとその子らに命じよ。全焼のささげ物についてのおしえは次のとおりである。全焼のささげ物そのものは、一晩中、朝まで祭壇の上の炉床にあるようにし、祭壇の火をそこで燃え続けさせる。
- 10 祭司は亜麻布の衣を着て、亜麻布のももひきを身に着ける。そして、祭壇の上で火が焼き尽くした全焼のささげ物の脂肪の灰を取り出し、祭壇のそばに置く。

- 11 それからその装束を脱ぎ、別の装束を着け、脂肪の灰を宿営の外のきよい所に運び出す。
- 12 祭壇の火はそのまま燃え続けさせ、それを消してはならない。祭司は朝ごとに、その上に薪をくべ、その上に全焼のささげ物を整え、その上で交わりのいけにえの脂肪を焼いて煙にする。
- 13 火は絶えず祭壇の上で燃え続けさせなければならない。消してはならない。
- 14 穀物のささげ物についてのおしえは次のとおりである。アロンの子らは祭壇の前で、それを主の前に献げる。
- 15 すなわち、その中から穀物のささげ物の小麦粉ひとつかみと油を覚えの分として取り出し、穀物のささげ物の上の乳香すべてと一緒に、主への芳ばしい香りとして祭壇の上で焼いて煙にする。
- 16 残りの分はアロンとその子らが食べる。それを種なしパンにして、聖なる所で食べる。それを会見の天幕の庭で食べる。
- 17 それにパン種を入れて焼いてはならない。わたしは、それを食物のささげ物のうちから、彼らの取り分として与えた。それは、罪のきよめのささげ物や代償のささげ物と同じように、最も聖なるものである。
- 18 アロンの子らのうち男子はみな、それを食べることができる。これは、主への食物のささげ物のうちから、あなたがたが代々受け取る永遠の割り当てである。それに触れるものはみな、聖なるものとなる。」
- 19 主はモーセにこう告げられた。
- 20 「アロンが油注がれる日に、アロンとその子らが主に献げるささげ物は次のとおりである。小麦粉十分の一エパを常供の穀物のささげ物とする。半分は朝、もう半分は夕方の分である。
- 21 それを油でよくこねて平鍋の上で作り、粉々にして焼いた穀物のささげ物として携えて行き、主への芳ばしい香りとして献げる。
- 22 彼の子らのうち、油注がれて彼の跡を継ぐ祭司がこれを行う。それは主のための永遠の割り当てであり、完全に焼いて煙にしなければならない。
- 23 祭司の穀物のささげ物はすべて完全に焼き尽くすべきであり、食べてはならない。」
- 24 主はモーセにこう告げられた。
- 25 「アロンとその子らに告げよ。罪のきよめのささげ物についてのおしえは次のとおりである。罪のきよめのささげ物は、全焼のささげ物が屠られる場所、主の前で屠られる。これは最も聖なるものである。
- 26 罪のきよめのささげ物を献げる祭司はそれを食べる。それを聖なる所、会見の天幕の庭で食べる。
- 27 その肉に触れるものはみな、聖なるものとなる。また、その血が少しでも衣にはねかかったときには、あなたは、そのはねかかった衣を聖なる所で洗う。
- 28 ささげ物を煮た土の器は碎かなければならない。青銅の器で煮たのであれば、その器は磨き、水ですすぐ。
- 29 祭司の家系に属する男子はみな、これを食べることができる。これは最も聖なるものである。
- 30 しかし、その血を聖所での宥めのために会見の天幕に持って行った、罪のきよめのささげ物は、食べてはならない。これは火で焼く。

## 第7章

- 1 代償のささげ物についてのおしえは次のとおりである。このささげ物は最も聖なるものである。
- 2 代償のささげ物は、全焼のささげ物を屠る場所で屠る。そして、その血を祭壇の側面に振りかける。
- 3 その脂肪はすべて献げる。すなわち、あぶら尾と内臓をおおう脂肪、
- 4 二つの腎臓と、それに付いている腰のあたりの脂肪、さらに腎臓とともに取り除いた、肝臓の上の小葉である。
- 5 祭司はそれらを祭壇の上で、主への食物のささげ物として、焼いて煙にしなければならない。これは代償のささげ物である。
- 6 祭司の家系に属する男子はみな、これを食べることができる。それは聖なる所で食べなければならない。これは最も聖なるものである。
- 7 罪のきよめのささげ物と代償のささげ物についてのおしえは一つである。代償のささげ物は、それを用いて宥めを行う祭司のものとなる。
- 8 祭司が、ある人の全焼のささげ物を献げる場合、献げた全焼のささげ物の皮はその祭司のものとなる。
- 9 さらに、かまどで焼いた穀物のささげ物はすべて、また鍋や平鍋で作られたものはすべて、それを献げる祭司のものとなる。
- 10 しかし、油を混ぜたものや、乾いたままの穀物のささげ物はすべて、アロンの子ら全員のものとなり、等しく分けることとする。
- 11 主に献げられる交わりのいけにえについてのおしえは、次のとおりである。
- 12 もし感謝のためにそれを献げるのなら、感謝のいけにえと一緒に、油を混ぜた種なしの輪形パンと、油を塗った種なしの薄焼きパン、さらに、油を混ぜてよくこねた小麦粉の輪形パンを献げる。
- 13 感謝のための交わりのいけにえと一緒に、種入りの輪形パンを献げる。
- 14 そして、それぞれのささげ物から一つずつを取り、主への奉納物として献げる。これは、交わりのいけにえの血を振りかける祭司のものとなる。
- 15 感謝のための交わりのいけにえの肉は、それが献げられるその日に食べ、少しでも朝まで残しておいてはならない。
- 16 もしそのささげ物のいけにえが誓願のささげ物、あるいは進んで献げるものであるなら、そのいけにえが献げられた日に食べなければならない。残ったものは翌日食べても差し支えない。
- 17 いけにえの肉の残ったものは三日目に火で焼く。
- 18 もしも、三日目にその交わりのいけにえの肉を食べるようなことがあれば、それは受け入れられず、それを献げる人のものとは見なされない。これは不浄のものとなり、これを食べる者はその咎を負わなければならない。
- 19 また、何であれ汚れたものに触れた肉は食べてはならない。それは火で焼く。そうでない肉は、きよい人であればだれでも、その肉を食べることができる。
- 20 しかし、その身に汚れがあるのに、人が、主に献げられた交わりのいけにえからの肉を食べるなら、その人は自分の民から断ち切られる。

- 21 また人が、どんな物でも汚れたもの、すなわち人の汚れや汚れた動物、またあらゆる汚れた忌むべきものに触れていながら、主に献げられた交わりのいけにえの肉を食べるなら、その人は自分の民から断ち切られる。」
- 22 主はモーセにこう告げられた。
- 23 「イスラエルの子らに告げよ。あなたがたは、牛であれ、羊であれ、やぎであれ、そのどの脂肪も食べてはならない。
- 24 動物の死骸にある脂肪や、野獣にかみ裂かれた動物の脂肪は、何に使っても差し支えない。しかし、決してそれを食べてはならない。
- 25 食物のささげ物として主に献げられた、動物の脂肪を食べる者はみな、自分の民から断ち切られるからである。
- 26 また、あなたがたは、どこに住んでいても、鳥でも動物でもその血をいっさい食べてはならない。
- 27 いかなる血でも、これを食べる者はみな、自分の民から断ち切られる。」
- 28 主はモーセにこう告げられた。
- 29 「イスラエルの子らに告げよ。交わりのいけにえを主に献げる者は、自分の交わりのいけにえのうちから、そのささげ物を主のところに持って行かなければならない。
- 30 その人は自分の手で主への食物のささげ物を持って行く。その脂肪を胸肉と一緒に持って行き、胸肉を奉獻物として主の前で揺り動かす。
- 31 祭司はその脂肪を祭壇の上で焼いて煙にする。その胸肉はアロンとその子らのものとなる。
- 32 あなたがたは、自分たちの交わりのいけにえのうちから右のもも肉を、奉納物として祭司に与えなければならない。
- 33 アロンの子らのうち、交わりのいけにえの血と脂肪を献げる者が、その右のもも肉を自分の受ける分とする。
- 34 それは、わたしが、奉獻物の胸肉と奉納物のもも肉をイスラエルの子らから、その交わりのいけにえから取り、それらを祭司アロンとその子らに、イスラエルの子らから受け取るべき永遠の割り当てとして与えたからである。」
- 35 これは、アロンとその子らが祭司として主に仕えるようになった日に、主への食物のささげ物のうちから彼らが受け取る分となった。
- 36 それは、イスラエルの子らから取って彼らに与えるようにと、彼らが油注がれた日に主が命じられたもので、代々にわたる永遠の割り当てである。
- 37 以上は、全焼のささげ物、穀物のささげ物、罪のきよめのささげ物、代償のささげ物、任職のためのささげ物と交わりのいけにえについてのおしえである。
- 38 これは、主がシナイの荒野でイスラエルの子らに、主にささげ物を献げるように命じた日に、主がシナイ山でモーセに命じられたものである。

## 第8章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「アロンと、彼とともにいるその子らを連れ、装束、注ぎの油、罪のきよめのささげ物の雄牛、二匹の雄羊、種なしパンのかごを取り、

- 3 全会衆を会見の天幕の入り口に集めよ。」
- 4 モーセは主が命じられたとおりにした。会衆は会見の天幕の入り口に集まった。
- 5 モーセは会衆に言った。「これは、主が行うように命じられたことである。」
- 6 モーセはアロンとその子らを近づかせ、彼らを水で洗った。
- 7 そしてアロンに長服を着せ、飾り帯を締め、その上に青服をまといせ、さらにその上にエポデを着せた。すなわち、エポデのあや織りの帯で締めて、彼にエポデを着せた。
- 8 次に、彼に胸当てを着け、その胸当てにウリムとトンミムを入れた。
- 9 また、彼の頭にかぶり物をかぶらせ、さらに、そのかぶり物の前面に金の札すなわち聖なる記章を付けた。主がモーセに命じられたとおりである。
- 10 それから、モーセは注ぎの油を取って、幕屋とその中にあるすべてのものに油注ぎを行った。こうしてそれらを聖別した。
- 11 さらに、それを祭壇の上に七度振りまき、祭壇とそのすべての用具、また洗盤とその台の油注ぎを行い、それらを聖別した。
- 12 また、注ぎの油をアロンの頭に注いだ。こうして彼に油注ぎを行い、彼を聖別した。
- 13 次に、モーセはアロンの子らを連れて来て、彼らに長服を着せ、飾り帯を締め、ターバンを巻いた。主がモーセに命じられたとおりである。
- 14 それから彼は罪のきよめのささげ物の雄牛を近寄らせた。そこで、アロンとその子らは、その罪のきよめのささげ物である雄牛の頭に手を置いた。
- 15 それが屠られると、モーセはその血を取り、指でそれを祭壇の四隅の角に塗り、こうして祭壇から罪を除き、その残りの血を祭壇の土台に注いだ。このようにして祭壇のために宥めを行い、これを聖別した。
- 16 そして、その内臓に付いている脂肪すべてと肝臓の小葉、二つの腎臓とその脂肪が取り出されると、モーセはそれらを祭壇の上で焼いて煙にした。
- 17 また、その雄牛の皮と肉と汚物は宿営の外で火で焼いた。主がモーセに命じられたとおりである。
- 18 次に、彼は全焼のささげ物の雄羊を連れて来させた。アロンとその子らはその雄羊の頭に手を置いた。
- 19 それが屠られると、モーセはその血を祭壇の側面に振りかけた。
- 20 さらに、その雄羊が各部に切り分けられると、モーセは、その頭とその切り分けたものと内臓の脂肪とを焼いて煙にした。
- 21 それから、その内臓と足を水で洗うと、モーセはその雄羊を全部、祭壇の上で焼いて煙にした。これは芳ばしい香りとしての全焼のささげ物で、主への食物のささげ物であった。主がモーセに命じられたとおりである。
- 22 次に、彼はもう一匹の雄羊、すなわち任職のための雄羊を連れて来させた。アロンとその子らはその雄羊の頭に手を置いた。
- 23 それが屠られると、モーセはその血を取り、それをアロンの右の耳たぶと右手の親指と右足の親指に塗った。
- 24 さらに、モーセはアロンの子らを近づかせ、その血を彼らの右の耳たぶ、また右手の親指と右足の親指に塗った。モーセはその血の残りを祭壇の側面に振りかけた。

- 25 それから彼はその脂肪、すなわち、あぶら尾、内臓に付いている脂肪すべて、肝臓の小葉、二つの腎臓とその脂肪、また右のもも肉を取った。
- 26 また主の前にある種なしパンのかごから、種なしの輪形パン一つと、油を混ぜた輪形パン一つと、薄焼きパン一つを取り、それをその脂肪と右のもも肉の上に置いた。
- 27 それから彼は、そのすべてをアロンの手のひらとその子らの手のひらに載せ、奉獻物として主の前で揺り動かした。
- 28 そしてモーセはそれらを彼らの手のひらから取り、祭壇の上で、全焼のささげ物とともに焼いて煙にした。これらは芳ばしい香りとしての任職のためのささげ物であり、主への食物のささげ物である。
- 29 モーセはまた、その胸肉を取り、奉獻物として主の前で揺り動かした。これは任職のための雄羊のうちからモーセの受ける分となるもので、主がモーセに命じられたとおりである。
- 30 それから、モーセは注ぎの油と祭壇の上の血を取り、それをアロンとその装束、彼とともにいるその子らとその装束の上にかけた。こうしてアロンとその装束、彼とともにいるその子らとその装束を聖別した。
- 31 モーセはアロンとその子らに言った。「会見の天幕の入り口で、その肉を煮なさい。そしてここで、それを任職のささげ物のかごの中にあるパンと一緒に食べなさい。私が、アロンとその子らはそれを食べよ、と命じたとおりに。
- 32 肉やパンの残りは火で焼かなければならない。
- 33 また、あなたがたの任職の期間が終了する日までの七日間は、会見の天幕の入り口から出てはならない。あなたがたを祭司職に任命するには七日を要するからである。
- 34 この日行ったように、主は、あなたがたが自分のために宥めを行うように命じられた。
- 35 あなたがたは会見の天幕の入り口で七日の間、昼も夜もとどまり、主への務めを果たさなければならぬ。自分たちが死ぬことのないようにするためである。私はそのように命じられたのである。」
- 36 アロンとその子らは、主がモーセを通して命じられたことすべてを行なった。

## 第9章

- 1 八日目になってモーセはアロンとその子ら、およびイスラエルの長老たちを呼び寄せ、
- 2 アロンに言った。「あなたは自分のために、罪のきよめのささげ物として子牛、すなわち若い雄牛を、また全焼のささげ物として雄羊を、それも傷のないものを取って、主の前に献げなさい。
- 3 あなたはまた、イスラエルの子らにこう告げなければならぬ。あなたがたは、罪のきよめのささげ物として雄やぎを、また、全焼のささげ物として傷のない一歳の子牛と子羊を取りなさい。
- 4 また、主の前でいけにえとするために、交わりのいけにえのための雄牛と雄羊を、また油を混ぜた穀物のささげ物を取りなさい。それは、今日、主があなたがたに現れるからである。」
- 5 そこで彼らは、モーセが命じたものを会見の天幕の前に連れて来た。全会衆は近づいて来て、主の前に立った。
- 6 モーセは言った。「これは、あなたがたが行うようにと主が命じられたことである。そのようにすれば、主の栄光があなたがたに現れる。」

- 7 モーセはアロンに言った。「祭壇に近づきなさい。あなたの罪のきよめのささげ物と全焼のささげ物を献げ、あなた自身のため、またこの民のために宥めを行いなさい。また民のささげ物を献げ、主が命じられたとおりに彼らのために宥めを行いなさい。」
- 8 そこでアロンは祭壇に近づき、自分のための、罪のきよめのささげ物である子牛を屠った。
- 9 アロンの子らがその血を彼に差し出すと、アロンは指をその血に浸し、祭壇の四隅の角に塗った。彼はその血を祭壇の土台に注いだ。
- 10 それから、罪のきよめのささげ物から脂肪と腎臓と肝臓の小葉を、祭壇の上で焼いて煙にした。主がモーセに命じられたとおりである。
- 11 その肉と皮は宿営の外で火で焼いた。
- 12 アロンは全焼のささげ物を屠り、アロンの子らがその血を彼に渡すと、彼はそれを祭壇の側面に振りかけた。
- 13 また彼らが、全焼のささげ物を各部に切り分けたものとその頭を彼に渡すと、それらを祭壇の上で焼いて煙にした。
- 14 それから内臓と足を洗い、全焼のささげ物とともに、これを祭壇の上で焼いて煙にした。
- 15 次に、彼は民のささげ物を携えて来て、民のための、罪のきよめのささげ物としてやぎを取り、屠って、先と同様にこれを罪のきよめのささげ物とした。
- 16 それから、彼は全焼のささげ物を献げた。すなわち、規定のとおりに行った。
- 17 次に、穀物のささげ物を献げ、その一部を手のひらいっぱいに取り、朝の全焼のささげ物とは別に祭壇の上で焼いて煙にした。
- 18 それから、民のための交わりのいけにえの牛と雄羊が屠られた。アロンの子らがその血を渡すと、彼はそれを祭壇の側面に振りかけた。
- 19 その牛と雄羊の脂肪の各部、すなわち、あぶら尾、内臓をおおう脂肪、腎臓、肝臓の小葉、
- 20 これらの脂肪を彼らが胸肉の上に置くと、彼はその脂肪を祭壇の上で焼いて煙にした。
- 21 胸肉と右のもも肉は、モーセが命じたとおりに、アロンが奉献物として主の前で揺り動かした。
- 22 こうして、アロンは民に向かって両手を上げ、彼らを祝福し、罪のきよめのささげ物、全焼のささげ物、交わりのいけにえを献げ終えて壇から降りて来た。
- 23 モーセとアロンは会見の天幕に入り、そこから出て来て民を祝福した。すると主の栄光が民全体に現れ、
- 24 火が主の前から出て来て、祭壇の上の全焼のささげ物と脂肪を焼き尽くした。民はみな、これを見て喜び叫び、ひれ伏した。

## 第10章

- 1 さて、アロンの子ナダブとアビフはそれぞれ自分の火皿を取り、中に火を入れ、上に香を盛って、主が彼らに命じたものではない異なる火を主の前に献げた。
- 2 すると火が主の前から出て来て、彼らを焼き尽くした。それで彼らは主の前で死んだ。
- 3 モーセはアロンに言った。「主がお告げになったことはこうだ。『わたしに近くある者たちによって、わたしは自分が聖であることを示し、民全体に向けてわたしは自分の栄光を現す。』」アロンは黙っていた。

- 4 モーセはアロンのおじウジエルの子、ミシャエルとエルツァファンを呼び寄せ、彼らに言った。「近づいて行って、あなたがたの身内の者たちを、聖所の前から宿営の外に運び出しなさい。」
- 5 彼らはモーセが告げたとおり、近づいて行き、長服をつかんで彼らを宿営の外に運び出した。
- 6 モーセは、アロンとその子エルアザルとイタマルに言った。「あなたがたは髪のを乱してはならない。また衣を引き裂いてはならない。あなたがたが死ぬことのないように、また御怒りが全会衆に下らないようにするためである。しかし、あなたがたの身内の者、すなわちイスラエルの全家族は、主が焼き殺した者のことを泣き悲しまなければならない。」
- 7 また、あなたがたは会見の天幕の入り口から外へ出てはならない。あなたがたが死ぬことのないようにするためである。あなたがたの上には主の注ぎの油があるからだ。」それで彼らはモーセのことばどおりにした。
- 8 主はアロンにこう告げられた。
- 9 「会見の天幕に入るときには、あなたも、あなたとともにいる息子たちも、ぶどう酒や強い酒を飲んではいけません。あなたがたが死ぬことのないようにするためである。これはあなたがたが代々守るべき永遠の掟である。」
- 10 こうしてあなたがたは、聖なるものと俗なるもの、また汚れたものときよいものとを分け、
- 11 また、主がモーセを通してイスラエルの子らに告げたすべての掟を、彼らに教えるのである。」
- 12 モーセは、アロンと、残っている彼の息子、エルアザルとイタマルに言った。「主への食物のささげ物のうちから穀物のささげ物の残りを取り、種なしパンとして祭壇のそばで食べなさい。それは最も聖なるものだからである。」
- 13 それを聖なる所で食べなさい。それは、主への食物のささげ物のうちから、あなたが受ける割り当てであり、あなたの子らの割り当てである。そのように私は命じられている。」
- 14 しかし奉獻物の胸肉と奉納物のもも肉は、あなたと、あなたとともにいるあなたの息子、娘たちが、きよい所で食べることが許される。それは、イスラエルの子らの交わりのいけにえから、あなたへの割り当て、またあなたの子らへの割り当てとして与えられている。」
- 15 奉納物のもも肉と奉獻物の胸肉は、食物のささげ物としての脂肪に添えて持って来て、奉獻物として主の前で揺り動かさなければならない。これは主が命じられたとおり、あなたと、あなたとともにいるあなたの子らが永遠に受ける割り当てである。」
- 16 モーセは罪のきよめのささげ物の雄やぎを懸命に捜した。しかし、なんと、それは焼かれてしまっていた。モーセは、アロンの子で残っているエルアザルとイタマルに怒って言った。
- 17 「どうして、あなたがたは、その罪のきよめのささげ物を聖なる所で食べなかったのか。それは最も聖なるものだ。それは、会衆の咎を負い、主の前で彼らのために宥めを行うために、あなたがたに与えられたのだ。」
- 18 見よ、その血は聖所の中に携え入れられなかった。あなたがたは、私が命じたように、それを聖所で食べるべきだったのだ。」
- 19 アロンはモーセに言った。「見なさい。今日、彼らは自分たちの罪のきよめのささげ物と全焼のささげ物を主の前に献げたが、このようなことが私の身に降りかかったのだ。今日、私が罪のきよめのささげ物を食べていたら、そのことは主の目に良しとされただろうか。」
- 20 モーセはこれを聞き、それでよいとした。

## 第11章

- 1 主はモーセとアロンに告げて、こう彼らに言われた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。 次のものは、地上のすべての動物のうちで、あなたがたが食べてもよい生き物である。
- 3 動物のうち、すべてひづめが分かち、完全にひづめが割れているもので、反芻するもの。それは食べてもよい。
- 4 ただし、反芻するもの、あるいは、ひづめが分かちられているものの中でも、次のものは食べてはならない。らくだ。これは反芻はするが、ひづめが分かちられていないので、あなたがたには汚れたものである。
- 5 岩だぬき。これも反芻はするが、ひづめが分かちられていないので、あなたがたには汚れたものである。
- 6 野うさぎ。これも反芻はするが、ひづめが分かちられていないので、あなたがたには汚れたものである。
- 7 豚。これはひづめが分かちられていて、完全に割れてはいるが、反芻しないので、あなたがたには汚れたものである。
- 8 あなたがたは、それらの肉を食べてはならない。また、それらの死骸に触れてもいけない。それらは、あなたがたには汚れたものである。
- 9 水の中にいるすべてのもののうちで次のものを、あなたがたは食べてもよい。海でも川でも水の中にいるもので、ひれと鱗のあるものはすべて食べてもよい。
- 10 しかし海でも川でも、すべて水に群がるもの、またはすべて水の中にいる生き物のうち、ひれや鱗のないものはすべて、あなたがたには忌むべきものである。
- 11 これらは、あなたがたには忌むべきものである。それらの肉を食べてはならない。また、それらの死骸を忌むべきものとしなければならない。
- 12 水の中にいるもので、ひれや鱗のないものはすべて、あなたがたには忌むべきものである。
- 13 また、鳥のうちで次のものを忌むべきものとしなければならない。これらは忌むべきもので、食べることはできない。すなわち、禿鷹、禿鷹、黒禿鷹、
- 14 鳶、隼の類、
- 15 烏の類すべて、
- 16 だちょう、夜鷹、かもめ、鷹の類、
- 17 ふくろう、鴉、みみずく、
- 18 白ふくろう、森ふくろう、野雁、
- 19 こうのとり、鷹の類、やつがしら、こうもりである。
- 20 羽があって群がり、四本の足で歩き回るものはすべて、あなたがたには忌むべきものである。
- 21 ただし、羽があって群がり、四本の足で歩き回るものの中で、それらの足より高い二本の跳ね足を持ち、それで地上を飛び跳ねるものは食べてもよい。
- 22 それらのうち、あなたがたが食べてもよいものは次のとおりである。いなごの類、毛のないいなごの類、コオロギの類、バッタの類。
- 23 しかし羽があって群がり、足が四本あるものはすべて、あなたがたには忌むべきものである。

- 24 次のことによっても、あなたがたは身を汚すことになる。すなわち、それらのものの死骸に触れる者はだれでも夕方まで汚れる。
- 25 また、それらの死骸を運ぶ者はみな、自分の衣服を洗わなければならない。その人は夕方まで汚れる。
- 26 ひづめが分かれてはいても完全には割れていないか、あるいは反芻しない動物のことについては、これらはすべて、あなたがたにとって汚れたものである。これらに触れる者はだれでも汚れる。
- 27 また、四本の足で歩き回るすべての生き物のうち、足の裏のふくらみで歩くものはすべて、あなたがたにとって汚れたものである。その死骸に触れる者はみな夕方まで汚れる。
- 28 その死骸を運ぶ者は自分の衣服を洗わなければならない。その人は夕方まで汚れる。これらは、あなたがたには汚れたものである。
- 29 地に群がるもののうち次のものは、あなたがたにとって汚れたものである。すなわち、もぐら、跳びねずみ、大トカゲの類、
- 30 ヤモリ、ワニ、トカゲ、砂トカゲ、カメレオンである。
- 31 すべて群がるもののうち、これらは、あなたがたにとって汚れたものである。これらが死んだ状態のときに触れる者はだれでも夕方まで汚れる。
- 32 また、それらのうちのあるものが死んで何かの上に落ち、それが木の器、衣服、皮、袋など、何かに用いる物である場合、それは汚れる。それは水の中に入れなければならず、夕方まで汚れ、その後きよくなる。
- 33 また、それらのうちの 하나가、どのような土の器の中に落ちて、その中にあるものはすべて汚れる。その器は砕かなければならない。
- 34 また食べられる物で、それに水がかかっているならば、それはみな汚れる。また飲める物で、そのような器の中にあるものはみな汚れる。
- 35 さらに、どのようなものでも、その上にこれらの死骸の一つが落ちたものは汚れる。それがかまどであれ炉であれ、打ち壊されなければならない。それは汚れていて、あなたがたには汚れたものとなる。
- 36 ただし泉、あるいは水のたまっている水溜めだけはきよい。しかし、それらの死骸に触れる者は汚れる。
- 37 また、蒔かれる種の上にそれらの死骸のどのが落ちて、それはきよい。
- 38 しかし、種の上に水がかけていて、その上にそれらの死骸のあるものが落ちたなら、それはあなたがたには汚れたものである。
- 39 あなたがたが食用として飼っている動物の一匹が死んだとき、その死骸に触れる者は夕方まで汚れる。
- 40 その死骸を食べる者は自分の衣服を洗わなければならない。その人は夕方まで汚れる。また、その死骸を運ぶ者も自分の衣服を洗わなければならない。その人は夕方まで汚れる。
- 41 地に群がるものはすべて忌むべきもので、食べることはできない。
- 42 地に群がるもののうち、腹で這うもの、また四本の足で歩くもの、あるいは多くの足のあるもの、これらのどれも、あなたがたは食べてはならない。それらは忌むべきものである。
- 43 あなたがたは、いかなる群がるものによっても、自分自身を忌むべきものとしてはならない。また、それによって身を汚し、それによって汚れてはならない。

- 44 わたしはあなたがたの神、主であるからだ。あなたがたは自分の身を聖別して、聖なる者とならなければならない。わたしが聖だからである。あなたがたは、地の上を這ういかなる群がるものによっても、自分自身を汚してはならない。
- 45 わたしは、あなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの地から導き出した主であるからだ。あなたがたは聖なる者とならなければならない。わたしが聖だからである。」
- 46 以上が、動物と鳥、また水の中にごめくすべての生き物と、地に群がるすべての生き物についてのおしえであり、
- 47 それによって、汚れたものときよいもの、食べてよい生き物と食べてはならない生き物とが分けられるのである。

## 第12章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。女が身重になり、男の子を産んだとき、その女は七日の間汚れ、月のさわりの不浄の期間と同じように汚れる。
- 3 八日目には、その子の包皮の肉に割礼を施す。
- 4 彼女は血のきよめのために、さらに三十三日間こもる。そのきよめの期間が満ちるまでは、いかなる聖なるものにも触れてはならない。また聖所に入ってはならない。
- 5 女の子を産んだ場合は、月のさわりの時と同じように二週間汚れる。彼女は、血のきよめがなされる必要があるので、さらに六十六日間こもる。
- 6 彼女のきよめの期間が満ちたら、息子の場合であっても娘の場合であっても、全焼のささげ物として一歳の子羊一匹と、罪のきよめのささげ物として家鳩のひなか山鳩を一羽、会見の天幕の入り口にいる祭司のところに持って行く。
- 7 祭司はこれを主の前に献げ、彼女のために宥めを行い、彼女はその出血の汚れからきよくなる。これが、男の子であれ女の子であれ、子を産む女についてのおしえである。
- 8 しかし、もし彼女に羊を買う余裕がなければ、二羽の山鳩か、二羽の家鳩のひなを取り、一羽は全焼のささげ物、もう一羽は罪のきよめのささげ物とする。祭司は彼女のために宥めを行い、彼女はきよくなる。」

## 第13章

- 1 主はモーセとアロンにこう告げられた。
- 2 「ある人のからだの皮膚に腫れもの、あるいはかさぶた、あるいは斑点ができて、からだの皮膚にツアラアトに冒された患部が現れたときは、彼を祭司アロンのところか、アロンの子らで祭司の一人のところに連れて来なければならない。
- 3 祭司は、そのからだの皮膚の患部を調べる。その患部の毛が白く変わり、患部がそのからだの皮膚よりも深いところに見えているなら、それはツアラアトに冒された患部である。祭司はそれを調べ、彼を汚れていると宣言する。
- 4 もしそのからだの皮膚の斑点が白く、皮膚よりも深くは見えず、そこの毛も白く変わっていなければ、祭司はその患者を七日間隔離する。

- 5 祭司は七日目に彼を調べる。もしその患部が祭司の目にはそのままに見えて、その患部が皮膚に広がっていなければ、祭司は彼をさらに七日間隔離する。
- 6 祭司は七日目に再び彼を調べる。もし患部が薄れ、その患部が皮膚に広がっていなければ、祭司は彼をきよいと宣言する。それは、かさぶたである。彼は自分の衣服を洗う。こうして彼はきよくなる。
- 7 しかし、もしも彼が祭司にその身を見せてきよいと宣言された後で、かさぶたが皮膚に広がってくるようなことがあるなら、再び祭司にその身を見せる。
- 8 祭司が調べて、かさぶたが皮膚に広がっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言する。それはツアラアトである。
- 9 人にツアラアトに冒された患部があるときは、祭司のところに連れて来る。
- 10 祭司が調べ、もし皮膚に白い腫れものがあり、その毛も白く変わり、腫れものにむき出しの肉が盛り上がっているなら、
- 11 それは、そのからだの皮膚にできた慢性のツアラアトである。祭司は彼を汚れていると宣言する。彼を隔離する必要はない。彼はすでに汚れている。
- 12 しかし、もしも、そのツアラアトが皮膚に生じて、祭司が目で見えるかぎり、ツアラアトが頭から足まで患者の皮膚全体をおおうようなことがあるなら、
- 13 祭司がそれを調べる。もし、そのツアラアトがその人のからだ全体をおおっているなら、祭司はその患者をきよいと宣言する。すべてが白く変わったので、彼はきよい。
- 14 しかし肉がむき出しになったときは、彼は汚れた者となる。
- 15 祭司はそのむき出しの肉を調べて、彼を汚れていると宣言する。そのむき出しの肉は汚れている。それはツアラアトである。
- 16 しかし、もしそのむき出しの肉が再び白く変われば、彼は祭司のところに来る。
- 17 祭司は彼を調べる。もしその患部が白く変わっているなら、祭司はその患部をきよいと宣言する。彼はきよい。
- 18 からだの皮膚にできものができ、それが治った後、
- 19 そのできものの局所に白色の腫れもの、または赤みがかった白い斑点があれば、それを祭司に見せる。
- 20 祭司が調べて、もしそれが皮膚よりも深いところに見え、その毛が白く変わっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言する。それはそのできものに生じた、ツアラアトに冒された患部である。
- 21 もし祭司がこれを調べて、そこに白い毛がなく、それが皮膚よりも深くはなく、それが薄れているなら、祭司は彼を七日間隔離する。
- 22 もしも、それが皮膚に広がってくるようなことがあるなら、祭司はその人を汚れていると宣言する。それは患部である。
- 23 もしその斑点が元のままであり、広がっていなければ、それはできものの跡である。祭司は彼をきよいと宣言する。
- 24 あるいは、からだの皮膚に火傷があって、その火傷の生肉が赤みがかった白色、または白色の斑点であれば、
- 25 祭司はこれを調べる。もし斑点の上の毛が白く変わり、それが皮膚よりも深いところに見えるなら、それは火傷に生じたツアラアトである。祭司は彼を汚れていると宣言する。それはツアラ

ラアトに冒された患部である。

- 26 しかし、もし祭司がこれを調べて、その斑点に白い毛がなく、それが皮膚より深くはなく薄れているなら、祭司は彼を七日間隔離する。
- 27 それから七日目に祭司は彼を調べる。もしも、それが皮膚に広がってくるようなことがあるなら、祭司は彼を汚れていると宣言する。これはツアラアトに冒された患部である。
- 28 もしその斑点が元のままであり、その皮膚に広がっておらず、薄れているなら、それは火傷による腫れである。祭司は彼をきよいと宣言する。これは火傷の跡である。
- 29 男あるいは女で、頭か、ひげに疾患があるとき、
- 30 祭司はその患部を調べる。もしそれが皮膚よりも深いところに見え、そこに細い黄色の毛があるなら、祭司は彼を汚れていると宣言する。これは疥癬で、頭またはひげのツアラアトである。
- 31 祭司が疥癬の部分を調べ、もしそれが皮膚よりも深いところに見えず、そこに黒い毛がないなら、祭司はその疥癬の患者を七日間隔離する。
- 32 七日目に祭司は患部を調べる。もしその疥癬が広がっておらず、またそこに黄色い毛もなく、疥癬が皮膚よりも深いところに見えていなければ、
- 33 その人は毛を剃り落とす。ただし、その疥癬を剃り落としてはならない。祭司はその疥癬の患者をさらに七日間隔離する。
- 34 七日目に祭司はその疥癬を調べる。もし疥癬が皮膚に広がっておらず、それが皮膚よりも深いところに見えていなければ、祭司はその人をきよいと宣言する。彼は自分の衣服を洗う。こうして彼はきよくなる。
- 35 しかし、もしも、その人がきよいと宣言された後に、その疥癬が皮膚に広がってくるようなことがあれば、
- 36 祭司は彼を調べる。もしその疥癬が皮膚に広がっていれば、祭司は黄色の毛を見分ける必要はない。その人は汚れている。
- 37 もし祭司が見て、その疥癬が元のままであり、黒い毛がそこに生えているなら、その疥癬は治っていて、その人はきよい。祭司は彼をきよいと宣言する。
- 38 男あるいは女で、そのからだの皮膚に斑点、すなわち白い斑点があるとき、
- 39 祭司はこれを調べる。もしそのからだの皮膚にある斑点が淡い白色であるなら、これは皮膚に生じた湿疹で、彼はきよい。
- 40 男の髪の毛が抜け落ちるとき、それははげであって、彼はきよい。
- 41 もし顔の生えざわから髪の毛が抜けても、それは額のはげであって、彼はきよい。
- 42 もしその頭のはげか額のはげに、赤みがかった白い部分があるなら、それは頭のはげに、あるいは額のはげに生じたツアラアトである。
- 43 祭司は彼を調べる。患部の腫れものが、頭のはげ、あるいは額のはげの部分で、からだの皮膚にあるツアラアトに見られるような、赤みがかった白色であれば、
- 44 彼はツアラアトに冒された者であって、この者は汚れている。祭司は彼を汚れていると必ず宣言する。その患部が頭にあるからである。
- 45 患部があるツアラアトに冒された者は自分の衣服を引き裂き、髪の毛を乱し、口ひげをおおって、『汚れている、汚れている』と叫ぶ。

- 46 その患部が彼にある間、その人は汚れたままである。彼は汚れているので、ひとりで住む。宿営の外が彼の住まいとなる。
- 47 衣服にツアラアトに冒された箇所が生じた場合は、羊毛の衣服でも、亜麻布の衣服でも、
- 48 亜麻または羊毛の織物でも、編物でも、皮でも、また皮で作ったいかなるものでも、
- 49 冒された箇所が緑がかっていたり赤みを帯びたりしているなら、衣服でも皮でも織物でも編物でも、またいかなる皮製品でも、それはツアラアトに冒された箇所である。それを祭司に見せる。
- 50 祭司はその箇所を調べる。そして、冒された箇所がある物を七日間隔離する。
- 51 七日目に彼は、冒された箇所がある物を調べる。それが衣服でも織物でも編物でも皮でも、また皮が何に用いられていても、それらに冒された箇所が広がっているとき、その箇所は悪性のツアラアトで、それは汚れている。
- 52 羊毛のものであれ亜麻のものであれ、衣服、あるいは織物でも編物でも、またいかなる皮製品でも、冒された箇所がある物は焼く。これは悪性のツアラアトであるから、火で焼かなければならない。
- 53 もし祭司が調べて、衣服、織物、編物、またいかなる皮製品でも、その箇所が広がっていなければ、
- 54 祭司は命じて、冒された箇所がある物を洗わせ、さらに七日間それを隔離する。
- 55 冒された箇所がある物が洗われてから、祭司がそれを調べて、もしその部分が変化したように見えないなら、その部分が広がっていなくても、それは汚れている。それは火で焼かなければならない。それが内側にあっても外側にあっても、それは腐食である。
- 56 しかし、もし祭司が調べて、冒された箇所が洗われた後に薄れていたら、彼はそれを衣服や皮や織物や編物から切り取る。
- 57 もし、その衣服、織物、編物、またいかなる皮製品でも、再びそれが現れたなら、それは再発である。冒された箇所のある物は火で焼かなければならない。
- 58 しかし、洗った衣服、織物、編物、またいかなる皮製品でも、冒された箇所がそれから消えていたら、もう一度これを洗う。こうして、それはきよくなる。」
- 59 以上は、羊毛または亜麻布の衣服、織物、編物、すべての皮製品の、ツアラアトに冒された箇所についてのおしえであり、それをきよい、あるいは汚れていると宣言するためである。

## 第14章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「ツアラアトに冒された者がきよめられるときのおしえは、次のとおりである。彼が祭司のところに連れて来られたら、
- 3 祭司は宿営の外に出て行く。祭司が調べて、もしツアラアトに冒された者の、その患部が治っているなら、
- 4 祭司はそのきよめられる者のために、二羽の生きているきよい小鳥と、杉の枝と緋色の撚り糸とヒソブを取り寄せるように命じる。
- 5 祭司は、その小鳥のうちの一羽を、新鮮な水を入れた土の器の上で殺すように命じる。
- 6 そして、生きている小鳥を、杉の枝と緋色の撚り糸とヒソブとともに取り、それらをその生きている小鳥と一緒に、新鮮な水の上で殺された小鳥の血の中に浸す。

- 7 それを、ツアラアトからきよめられる者の上に七度かけ、彼をきよいと宣言し、さらにその生きていた小鳥を野に放す。
- 8 きよめられる者は自分の衣服を洗い、その毛をみな剃り落とし、水を浴びる。こうしてその人はきよくなる。その後で、宿営に入ることができる。しかし、七日間は自分の天幕の外にとどまる。
- 9 七日目になって、彼は髪の毛、口ひげ、眉毛など自分のすべての毛を剃り落とす。すべての毛を剃り落とし、自分の衣服を洗い、からだに水を浴びる。こうしてその人はきよくなる。
- 10 八日目に彼は、傷のない雄の子羊二匹と、傷のない一歳の雌の子羊一匹と、穀物のささげ物としての、油を混ぜた小麦粉十分の三エパと、油一ログを持って来る。
- 11 きよめを宣言する祭司は、これらのものととも、きよめられる者を主の前、会見の天幕の入り口に立たせる。
- 12 祭司は雄の子羊一匹を取り、それを油一ログと一緒に献げて代償のささげ物とし、それを奉獻物として主の前で揺り動かす。
- 13 その雄の子羊を、罪のきよめのささげ物と全焼のささげ物を屠る場所、すなわち聖なる所で屠る。罪のきよめのささげ物と同様に、代償のささげ物も祭司のものだからである。これは最も聖なるものである。
- 14 祭司は代償のささげ物の血を取り、それを、きよめられる者の右の耳たぶと右手の親指と右足の親指に塗る。
- 15 祭司は油一ログからいくらかを取って、自分の左の手のひらに注ぎ、
- 16 右の指を左の手のひらの油に浸し、その指で油を主の前に七度振りまく。
- 17 祭司はその手のひらの中の残りの油を、きよめられる者の右の耳たぶと右手の親指と右足の親指に、すなわち先の代償のささげ物の血の上に付ける。
- 18 祭司はその手のひらの中の残りの油を、きよめられる者の頭に塗る。こうして祭司は主の前でその人のために宥めを行う。
- 19 祭司は罪のきよめのささげ物を献げ、きよめられる者のために、汚れを除いて宥めを行う。その後で全焼のささげ物が屠られる。
- 20 祭司は祭壇の上で、全焼のささげ物と穀物のささげ物を献げる。祭司はその人のために宥めを行い、彼はきよくなる。
- 21 もしその人が貧しくて、それらのものを手に入れることができなければ、自分のための宥めとなる奉獻物とするために、代償のささげ物として雄の子羊一匹を、また穀物のささげ物として油を混ぜた小麦粉十分の一エパと、油一ログを取り、
- 22 また、手に入れることのできる山鳩二羽か家鳩のひな二羽を取り、その一羽を罪のきよめのささげ物、もう一羽を全焼のささげ物とする。
- 23 八日目に自分のきよめのために、それらを会見の天幕の入り口の祭司のところに、主の前に持って行く。
- 24 祭司はその代償のささげ物の子羊と油一ログを取って、これを奉獻物として主の前で揺り動かす、
- 25 代償のささげ物の子羊を屠る。祭司はその代償のささげ物の血を取って、それを、きよめられる者の右の耳たぶと右手の親指と右足の親指に塗る。
- 26 祭司はその油を自分の左の手のひらに注ぎ、

- 27 右手の指で、左の手のひらの油を主の前に七度振りまく。
- 28 そして、その手のひらにある油を、きよめられる者の右の耳たぶと右手の親指と右足の親指に、すなわち代償のささげ物の血と同じところに付ける。
- 29 祭司はその手のひらにある残りの油を、きよめられる者の頭に塗り、主の前で彼のために宥めを行う。
- 30 また彼は、手に入れることのできた、山鳩か、家鳩のひなのうちから献げる。
- 31 すなわち、手に入れることのできるもののうち、罪のきよめのささげ物として一羽を、全焼のささげ物としてもう一羽を、穀物のささげ物とともに献げる。祭司は主の前で、きよめられる者のために宥めを行う。」
- 32 以上が、ツアラアトに冒された患部がある者で、きよめに必要なものを手に入れることのできない者のためのおしえである。
- 33 主はモーセとアロンにこう告げられた。
- 34 「わたしがあなたがたに所有地として与えようとしているカナンのに、あなたがたが入り、わたしがその所有地にある家に、ツアラアトに冒された箇所を生じさせたとき、
- 35 その家の所有者は来て、祭司に、何か冒された箇所のようなものが家に現れたと言って、報告する。
- 36 祭司は、彼がその箇所を調べに入る前に、その家を片付けるように命じる。すべて家にあるものが汚れることのないようにするためである。その後で祭司はその家を調べに入る。
- 37 冒された箇所を調べ、もしその箇所がその家の壁に出ていて、それが緑がかった、または赤みがかったくぼみであって、壁の表面よりも深いところに見えるなら、
- 38 祭司はその家から戸口に出て来て、七日間その家を閉ざしておく。
- 39 祭司は七日目にまた来て調べる。もし冒された箇所がその家の壁に広がっているなら、
- 40 祭司は、冒された箇所がある石を取り出し、それらを町の外の汚れた場所に投げ捨てるように命じる。
- 41 また、家の内側のすべての面を削り落とさせ、削り落とした漆喰を町の外の汚れた場所に捨てさせる。
- 42 さらに、別の石を取って前の石の代わりに入れ、また別の漆喰を取ってその家を塗り直させる。
- 43 もし石を取り出し、家の壁を削り落とし、また塗り直した後に、再び冒された箇所が家に生じたなら、
- 44 祭司は入って調べる。もしその箇所が家に広がっていたら、それは家に付く悪性のツアラアトであり、それは汚れている。
- 45 その家はその石材と木材と漆喰のすべてを取り壊し、それを町の外の汚れた場所に運び出す。
- 46 その家が閉ざされている期間中にそこに入る者は、夕方まで汚れる。
- 47 その家で寝る者は自分の衣服を洗う。その家で食事をする者も自分の衣服を洗う。
- 48 しかし、もしも、祭司が入って行くことがあり、調べて、家が塗り直された後にその冒された箇所が家に広がっていないなら、祭司はその家はきよいと宣言する。冒された箇所が治ったからである。
- 49 祭司はその家の汚れを除くために、小鳥二羽と杉の木と緋色の撚り糸とヒソブを取り、
- 50 その小鳥のうちの一羽を、新鮮な水を入れた土の器の上で殺す。

- 51 杉の木とヒソブと緋色の撚り糸と、生きている小鳥を取って、殺された小鳥の血と新鮮な水の中にそれらを浸し、その家に七度振りまく。
- 52 祭司は、小鳥の血と新鮮な水と、生きた小鳥と杉の木とヒソブと緋色の撚り糸とによって、家の汚れを除き、
- 53 その生きている小鳥を町の外の野に放つ。こうして彼はその家のために宥めを行い、その家はきよくなる。」
- 54 以上が、ツアラアトに冒されたあらゆる患部、疥癬、
- 55 衣服と家のツアラアト、
- 56 腫れもの、かさぶた、斑点についてのおしえであり、
- 57 どのようなときにそれが汚れていて、また、どのようなときにそれがきよいのかを教えるためのもので、ツアラアトについてのおしえである。

## 第15章

- 1 主はモーセとアロンにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。だれでも、隠しどころから漏出があったなら、その漏出物は汚れている。
- 3 その漏出物による汚れは次のとおりである。その隠しどころが漏出物を漏らしても、あるいは、その隠しどころが漏出物をとどめていても、そのことはその人の汚れである。
- 4 漏出を病む者が寝た床は全体が汚れる。またその人が座った物もすべて汚れる。
- 5 その床に触れた者はだれでも自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 6 漏出を病む者が座った物の上に座った者は、自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 7 漏出を病む者の隠しどころに触れた者も、自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 8 漏出を病む者が、きよい人に唾をかけたなら、唾をかけられた人は自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 9 漏出を病む者が乗った鞍は全体が汚れる。
- 10 また、何であれ、その人の下にあった物に触れた人はだれでも夕方まで汚れる。また、それを運んだ者も自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 11 また、漏出を病む者が水で手を洗わずに触れた人はみな、自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 12 漏出を病む者が触れた土の器は砕く。木の器はどれも水で洗う。
- 13 漏出を病む者が漏出からきよめられたときは、自分のきよめのために七日を数え、自分の衣服を洗い、自分のからだに新鮮な水を浴びる。こうしてその人はきよくなる。
- 14 八日目に彼は自分のために山鳩二羽か家鳩のひな二羽を取り、主の前、会見の天幕の入り口に行って、それらを祭司に渡す。
- 15 祭司はそれらのうち、一羽を罪のきよめのささげ物とし、もう一羽を全焼のささげ物とする。こうして祭司はその人のために、主の前で漏出物のゆえに宥めを行う。
- 16 男が精を漏らしたときは全身に水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。

- 17 精が付いた衣服と皮はすべて、水で洗う。それは夕方まで汚れる。
- 18 男が女と寝て交わったなら、二人はともに水を浴びる。彼らは夕方まで汚れる。
- 19 女に漏出があり、漏出物がからだからの血であるなら、彼女は七日間、月のさわりの状態になる。だれでも彼女に触れる者は夕方まで汚れる。
- 20 彼女の月のさわりの時に使った寝床は全体が汚れる。また、彼女が座った物もすべて汚れる。
- 21 彼女の床に触れた者はだれでも自分の衣服を洗い、水を浴びなければならない。その人は夕方まで汚れる。
- 22 また、何であれ、彼女が座った物に触れた人はだれでも自分の衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 23 彼女の床であれ座った物であれ、それに触れたなら、その人は夕方まで汚れる。
- 24 また、もしも男が彼女と寝るようなことがあるなら、彼女の月のさわりが移って、その人は七日間汚れる。彼が寝る床も全体が汚れる。
- 25 女に、月のさわりの期間ではないのに、長い日数にわたって血の漏出があるか、あるいは月のさわりの期間が過ぎても漏出があるなら、その汚れた漏出がある間中、彼女は月のさわりの期間と同じように汚れる。
- 26 その漏出の間は、彼女の寝た床はすべて、月のさわりの時の床と同じようになる。彼女が座った物はすべて、月のさわりの間の汚れのように汚れる。
- 27 だれでも、これらの物に触れた人は汚れる。その人は衣服を洗い、水を浴びる。その人は夕方まで汚れる。
- 28 女が漏出からきよくなったら七日を数え、その後、彼女はきよくなる。
- 29 八日目に彼女は自分のために山鳩二羽か家鳩のひな二羽を取り、それらを会見の天幕の入り口の祭司のところに持って行く。
- 30 祭司は一羽を罪のきよめのささげ物とし、もう一羽を全焼のささげ物とする。祭司は彼女のために、主の前で汚れた漏出のゆえに宥めを行う。
- 31 あなたがたは、イスラエルの子らとその汚れから離れさせなさい。彼らが、彼らのただ中にあるわたしの幕屋を汚し、自分たちの汚れで死ぬことのないようにするためである。」
- 32 以上が、漏出のある者、精を漏らして汚れた者、
- 33 月のさわりで不浄な女、男か女で漏出のある者、また汚れている女と寝た男についてのおしえである。

## 第16章

- 1 アロンの二人の息子の死後、すなわち、彼らが主の前に近づいて死んだ後、主はモーセに告げられた。
- 2 主はモーセに言われた。「あなたの兄アロンに告げよ。垂れ幕の内側の聖所、すなわち箱の上の『宥めの蓋』の前に、時をわきまえずに入ることがないようにせよ。死ぬことのないようにするためである。『宥めの蓋』の上で、わたしは雲の中に現れるからである。
- 3 アロンは次のようにして聖所に入る。罪のきよめのささげ物として若い雄牛、また全焼のささげ物として雄羊を携え、

- 4 聖なる亜麻布の長服を着て、亜麻布のももひきを履き、亜麻布の飾り帯を締め、亜麻布のかぶり物をかぶる。これらが聖なる装束であり、彼はからだに水を浴びて、それらを着ける。
- 5 彼はまた、イスラエルの会衆から、雄やぎ二匹を罪のきよめのささげ物として、雄羊一匹を全焼のささげ物として取る。
- 6 アロンは、自分のための罪のきよめのささげ物である雄牛を献げ、自分と自分の家族のために宥めを行う。
- 7 雄やぎ二匹を取り、それを主の前、会見の天幕の入り口に立たせ、
- 8 雄やぎ二匹のためにアロンがくじを引く。一つのくじは主のため、一つのくじはアザゼルのためである。
- 9 アロンは主のためのくじに当たった雄やぎを連れて来て、それを罪のきよめのささげ物とする。
- 10 アザゼルのためのくじに当たった雄やぎは、主の前に生きてままで立たせる。これは、その上で宥めを行い、荒野のアザゼルのもとへ追いやるためである。
- 11 アロンは自分のために、罪のきよめのささげ物である雄牛を献げ、自分と家族のために宥めを行う。彼は自分のために、罪のきよめのささげ物である雄牛を屠る。
- 12 彼は主の前の祭壇から炭火を火皿いっぱい、また、粉にした香り高い香を両手いっぱいに取り、垂れ幕の内側に持って入る。
- 13 その香を主の前の火にくべ、香から出る雲が、あかしの箱の上の『宥めの蓋』をおおうようにする。彼が死ぬことのないようにするためである。
- 14 それから、雄牛の血を取り、指で『宥めの蓋』の東側に振りまき、また、指で七度その血を『宥めの蓋』の前に振りまく。
- 15 アロンは民のために、罪のきよめのささげ物である雄やぎを屠り、その血を垂れ幕の内側に持って入り、この血を、先の雄牛の血にしたように、『宥めの蓋』の上と『宥めの蓋』の前にかける。
- 16 彼はイスラエルの子らの汚れと背き、すなわちそのすべての罪を除いて、聖所のための宥めを行う。彼らの汚れのただ中に、彼らとともにある会見の天幕にも、このようにする。
- 17 彼が宥めを行うために聖所に入って、再び出て来るまで、だれも会見の天幕の中にはならない。彼は自分と自分の家族、それにイスラエルの集会全体のために宥めを行う。
- 18 そして、主の前にある祭壇のところに出て行き、そのために宥めを行う。すなわち、彼はその雄牛の血と雄やぎの血を取り、それを祭壇の四隅の角に塗る。
- 19 また、その残りの血を、その祭壇の上に指で七度振りまく。こうして彼はイスラエルの子らの汚れからそれをきよめ、聖別する。
- 20 彼は、聖所と会見の天幕と祭壇のための宥めを行い終えたら、先の生きていた雄やぎを連れて来る。
- 21 アロンは生きていた雄やぎの頭に両手を置き、その上で、イスラエルの子らのすべての咎とすべての背き、すなわちすべての罪を告白する。これらをその雄やぎの頭の上に載せ、係りの者の手でこれを荒野に追いやる。
- 22 雄やぎは彼らのすべての咎を負って、不毛の地へ行く。その人は雄やぎを荒野に追いやる。
- 23 アロンは会見の天幕に戻り、聖所に入ったときに着けていた亜麻布の装束を脱いで、そこに残しておき、

- 24 聖なる所でからだに水を浴び、自分の衣服を着て外に出て、自分の全焼のささげ物と民の全焼のささげ物を献げ、自分のため、民のために宥めを行う。
- 25 罪のきよめのささげ物の脂肪は、祭壇の上で焼いて煙にする。
- 26 アザゼルの雄やぎを追いやった者は衣服を洗い、からだに水を浴びる。その後で、宿営に入ることができる。
- 27 罪のきよめのささげ物の雄牛と、罪のきよめのささげ物の雄やぎで、その血が宥めのために聖所に持って行かれたものは、宿営の外に運び出し、皮と肉と汚物を火で焼く。
- 28 これを焼く者は自分の衣服を洗い、からだに水を浴びる。その後で、宿営に入ることができる。
- 29 次のことは、あなたがたにとって永遠の掟となる。第七の月の十日には、あなたがたは自らを戒めなければならない。この国に生まれた者も、あなたがたの中に寄留している者も、いかなる仕事もしてはならない。
- 30 この日は、あなたがたをきよめようと、あなたがたのために宥めが行われるからである。あなたがたは主の前ですべての罪からきよくなる。
- 31 これがあなたがたの全き休みのための安息日であり、あなたがたは自らを戒める。これは永遠の掟である。
- 32 油注がれ、父に代わって祭司として仕えるために任命された祭司が、宥めを行う。彼は亜麻布の装束、すなわち聖なる装束を着ける。
- 33 彼は至聖所のための宥めを行い、また会見の天幕と祭壇のための宥めを行う。彼はまた、祭司たちと集会のすべての民のための宥めを行う。
- 34 以上のことは、あなたがたにとって永遠の掟となる。これは年に一度イスラエルの子らのために行われる、彼らのすべての罪を除く宥めである。」 モーセは主が命じられたとおりに行った。

## 第17章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「アロンとその子ら、またすべてのイスラエルの子らに告げよ。主が命じられたことは次のとおりである。
- 3 イスラエルの子らの家の者のだれかが、牛か子羊かやぎを宿営の中で屠るか、あるいは宿営の外で屠るかして、
- 4 主の幕屋の前で主へのささげ物として献げようと、会見の天幕の入り口に持って来ることがなかったなら、血の責任はその人に帰せられる。彼は血を流した。その人は自分の民の間から断ち切られる。
- 5 これは、イスラエルの子らが、野外で屠っていたいけにえを持って来るようにするためであり、主のところに、会見の天幕の入り口の祭司のところに持って来て、それらを交わりのいけにえとして主に献げるためである。
- 6 また、祭司がその血を会見の天幕の入り口にある主の祭壇に振りかけ、その脂肪を主への芳ばしい香りとして焼いて煙にするためであり、
- 7 また、彼らが慕って淫行をしていた雄やぎの偶像に、もういけにえを献げなくするためである。これは彼らにとって代々守るべき永遠の掟となる。

- 8 また、彼らに言え。だれでも、イスラエルの家の者、あるいは彼らの間に寄留している者が、全焼のささげ物か、いけにえを献げるとき、
- 9 それを主に献げようと会見の天幕の入り口に持って来ないなら、そのような者は自分の民から断ち切られる。
- 10 イスラエルの家の者、あるいは彼らの間に寄留している者のだれであっても、どんな血でも食べるなら、わたしはその血を食べた者に敵対してわたしの顔を向け、その人をその民の間から断ち切る。
- 11 実に、肉のいのちは血の中にある。わたしは、祭壇の上であなたがたのたましいのために宥めを行うよう、これをあなたがたに与えた。いのちとして宥めを行うのは血である。
- 12 それゆえ、わたしはイスラエルの子らに言う。あなたがたはだれも血を食べてはならない。あなたがたの間に寄留している者も血を食べてはならない。
- 13 イスラエルの子らや彼らの間に寄留している者のだれでも、食べることができる獣や鳥を狩りで捕らえた人は、その血を注ぎ出し、土でおおう。
- 14 すべての肉のいのちは、その血がいのちそのものである。それゆえ、わたしはイスラエルの子らに言ったのである。『あなたがたは、いかなる肉の血も食べてはならない。すべての肉のいのちは、その血そのものであるからだ。それを食べる者はだれでも断ち切られる』と。
- 15 だれでも、死んだ動物や野獣にかみ裂かれたものを食べるなら、この国に生まれた者であれ寄留者であれ、自分の衣服を洗い、水を浴びなければならない。その人は夕方まで汚れる。それから彼はきよくなる。
- 16 もし自分の衣服を洗わず、身に水を浴びないなら、その人は自分の咎を負う。」

## 第18章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。わたしはあなたがたの神、主である。
- 3 あなたがたは、自分たちが住んでいたエジプトの地の風習をまねてはならない。また、わたしがあなたがたを導き入れようとしているカナン地の風習をまねてはならない。彼らの掟に従って歩んではならない。
- 4 わたしの定めを行い、わたしの掟を守り、それらの中にあって歩まなければならない。わたしがあなたがたの神、主である。
- 5 あなたがたは、わたしの掟とわたしの定めを守りなさい。人がそれらを行うなら、それらによって生きる。わたしは主である。
- 6 だれも、自分の肉親の者に近づき、相手の裸をあらわにして交わってはならない。わたしは主である。
- 7 父の裸をあらわにすること、すなわちあなたの母の裸をあらわにすることをしてはならない。彼女はあなたの母である。彼女の裸をあらわにしてはならない。
- 8 あなたの父の妻の裸をあらわにしてはならない。それは、あなたの父の裸をあらわにすることである。
- 9 あなたの姉妹は、あなたの父の娘でも母の娘でも、あるいは、家で生まれた女でも外で生まれた女でも、その裸をあらわにしてはならない。

- 10 あなたの息子の娘、あるいはあなたの娘の娘の裸をあらわにしてはならない。彼女たちの裸は、あなた自身の裸だからである。
- 11 あなたの父の妻があなたの父に産んだ娘は、あなたの姉妹なのだから、彼女の裸をあらわにしてはならない。
- 12 あなたの父の姉妹の裸をあらわにしてはならない。その人はあなたの父の肉親である。
- 13 あなたの母の姉妹の裸をあらわにしてはならない。その人はあなたの母の肉親だからである。
- 14 あなたの父の兄弟の裸をあらわにしてはならない。その妻に近づいてはならない。その人はあなたのおばである。
- 15 あなたの嫁の裸をあらわにしてはならない。その人はあなたの息子の妻である。彼女の裸をあらわにしてはならない。
- 16 あなたの兄弟の妻の裸をあらわにしてはならない。彼女の裸は、あなたの兄弟自身の裸である。
- 17 あなたは女とその娘の裸をあらわにしてはならない。また、その女の息子の娘、あるいはその娘の娘を妻として、その裸をあらわにしてはならない。彼女たちはあなたの肉親であり、これは淫らな行為である。
- 18 あなたは、妻が活着ている間にその姉妹を妻とし、その裸をあらわにして妻を苦しめてはならない。
- 19 あなたは、月のさわりで汚れている女に近づいて、彼女の裸をあらわにしてはならない。
- 20 また、自分の同胞の妻と寝て交わり、彼女によって自分を汚してはならない。
- 21 また、自分の子どもを一人でも、火の中を通らせてモレクに渡してはならない。あなたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。
- 22 あなたは、女と寝るように男と寝てはならない。それは忌み嫌うべきことである。
- 23 動物と寝て、動物によって身を汚してはならない。女も、動物の前に立って、これと交わってはならない。それは道ならぬことである。
- 24 あなたがたは、これらの何によっても身を汚してはならない。わたしがあなたがたの前から追い出そうとしている異邦の民は、これらのすべてのことによって汚れていて、
- 25 その地も汚れている。それで、わたしはその地をその咎のゆえに罰し、その地はそこに住む者を吐き出す。
- 26 あなたがたは、わたしの掟とわたしの定めを守らなければならない。この国に生まれた者も、あなたがたの間に寄留している者も、これらの忌み嫌うべきことを一つも行わないようにするためである。
- 27 それは、あなたがたより前にいたその地の人々が、これらすべての忌み嫌うべきことを行い、その地が汚れたからであり、
- 28 あなたがたがその地を汚し、その地が、あなたがたより前にいた異邦の民を吐き出したように、あなたがたを吐き出すことのないようにするためである。
- 29 だれであれ、これらの忌み嫌うべきことの一つでも行う者、それを行う者は自分の民の間から断ち切られる。
- 30 あなたがたは、わたしへの務めを果たし、あなたがたより前に行われていた忌み嫌うべき掟を決して行わないように、またそれによって身を汚さないようにしなさい。わたしはあなたがたの神、主である。」

## 第19章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの全会衆に告げよ。あなたがたは聖なる者でなければならない。あなたがたの神、主であるわたしが聖だからである。
- 3 それぞれ、自分の母と父を恐れなければならない。また、わたしの安息日を守らなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。
- 4 あなたがたは偶像の神々に心を移してはならない。また、自分たちのために鑄物の神々を造ってはならない。わたしはあなたがたの神、主である。
- 5 あなたがたが交わりのいけにえを主に献げるときは、自分が受け入れられるように献げなければならない。
- 6 それを献げた日と、その翌日に、それを食べなければならない。三日目まで残ったものは火で焼かなければならない。
- 7 もしも、三日目にそれを食べるようなことがあれば、それは不浄なものとなり、受け入れられない。
- 8 それを食べる者は咎を負う。主の聖なるものを冒したからである。その人は自分の民から断ち切られる。
- 9 あなたがたが自分の土地の収穫を刈り入れるときは、畑の隅々まで刈り尽くしてはならない。収穫した後の落ち穂を拾い集めてはならない。
- 10 また、あなたのぶどう畑の実を取り尽くしてはならない。あなたのぶどう畑に落ちた実を拾い集めてはならない。それらを貧しい人と寄留者のために残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。
- 11 盗んではならない。欺いてはならない。互いに偽ってはならない。
- 12 あなたがたは、わたしの名によって偽って誓ってはならない。そのようにして、あなたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。
- 13 あなたの隣人を虐げてはならない。かすめてはならない。日雇い人の賃金を朝まで自分のもとにとどめておいてはならない。
- 14 あなたは耳の聞こえない人を軽んじてはならない。目の見えない人の前につまづく物を置いてはならない。あなたの神を恐れよ。わたしは主である。
- 15 不正な裁判をしてはならない。弱い者をひいきしたり強い者にへつらったりしてはならない。あなたの同胞を正しくさばかなければならない。
- 16 あなたは、民の中で人を中傷して回り、隣人のいのちを危険にさらすことがあってはならない。わたしは主である。
- 17 心の中で自分の兄弟を憎んではならない。同胞をよく戒めなければならない。そうすれば、彼のゆえに罪責を負うことはない。
- 18 あなたは復讐してはならない。あなたの民の人々に恨みを抱いてはならない。あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい。わたしは主である。
- 19 あなたがたは、わたしの掟を守らなければならない。あなたの家畜を種類の異なった家畜と交わらせてはならない。あなたの畑に二種類の種を蒔いてはならない。また、あなたは二種類の糸で織った布地の衣服を身に着けてはならない。

- 20 男が女と寝て交わり、その女が別の男に決まっている女奴隷であって、まだ贖われていないか、あるいは自由を与えられていない場合は考慮する。女が自由の身でないので、彼らは殺されない。
- 21 その男は、主への償いとして、代償のささげ物の雄羊を会見の天幕の入り口に持って行く。
- 22 祭司は彼が犯した罪のために、その代償のささげ物の雄羊によって、主の前で彼のために宥めを行う。彼はその犯した罪を赦される。
- 23 あなたがたが、かの地に入り、どんな果樹を植えても、その実はまだ禁断のものと見なさなければならぬ。三年の間、それはあなたがたにとって禁断のものであり、食べてはならない。
- 24 四年目に、その実はすべて聖なるものとなり、主への賛美のささげ物となる。
- 25 五年目に、あなたがたはその実を食べることができる。あなたがたの収穫を増すためである。わたしはあなたがたの神、主である。
- 26 あなたがたは何でも血が付いたままで食べてはならない。まじないをしてはならない。占いをしてはならない。
- 27 あなたがたの頭のもみあげを剃り落としてはならない。ひげの両隅を損なってはならない。
- 28 あなたがたは、死人のために自分のからだに傷をつけてはならない。また自分の身に入れ墨をしてはならない。わたしは主である。
- 29 あなたの娘に淫行をさせて汚してはならない。地が淫行に走り、地が淫らな行為で満ちることのないようにするためである。
- 30 あなたがたはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を恐れなければならない。わたしは主である。
- 31 あなたがたは霊媒や口寄せを頼りにしてはならない。彼らに尋ね、彼らによって汚されてはならない。わたしはあなたがたの神、主である。
- 32 あなたは白髪のある老人の前では起立し、老人を敬い、またあなたの神を恐れなければならない。わたしは主である。
- 33 あなたがたの国、あなたのところに寄留者が滞在しているなら、その人を虐げてはならない。
- 34 あなたがたとともにいる寄留者は、あなたがたにとって、自分たちの国で生まれた一人のようにならなければならない。あなたはその人を自分自身のように愛さなければならない。あなたがたも、かつてエジプトの地では寄留の民だったからである。わたしはあなたがたの神、主である。
- 35 あなたがたは、さばきにおいて不正をしてはならない。物差しにおいても、秤においても、分量においても。
- 36 正しい天秤、正しい重り石、正しい升、正しい容器を使わなければならない。わたしは、あなたがたをエジプトの地から導き出した、あなたがたの神、主である。
- 37 あなたがたは、わたしのすべての掟とすべての定めを守り、それらを行いなさい。わたしは主である。」

## 第20章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「あなたはイスラエルの子らに言え。イスラエルの子ら、あるいはイスラエルに寄留している者のうちで、自分の子どもを取ってモレクに与える者は、だれであれ必ず殺されなければならない

らない。民衆がその者を石で打ち殺さなければならない。

- 3 わたしはその人に敵対してわたしの顔を向け、彼をその民の間から断ち切る。彼がモレクに自分の子どもを与え、そのためわたしの聖所を汚し、わたしの聖なる名を汚したからである。
- 4 もしも、人がモレクに自分の子どもを与えるときに、民衆がそれを見て見ぬふりをし、彼を殺さないことがあれば、
- 5 わたし自身が彼とその家族に顔を向け、彼と、彼に倣いモレクを慕って淫行を行う淫らな者をみな、その民の間から断ち切る。
- 6 霊媒や口寄せのところに赴き、彼らを慕って淫行を行う者があれば、わたしはその人に敵対してわたしの顔を向け、彼をその民の間から断ち切る。
- 7 あなたがたは自分の身を聖別し、聖なる者とならなければならない。わたしがあなたがたの神、主であるからだ。
- 8 あなたがたはわたしの掟を守り、それを行わなければならない。わたしはあなたがたを聖なる者とする主である。
- 9 だれでも自分の父や母をののしる者は、必ず殺されなければならない。その人は自分の父あるいは母をののしただけだから、その血の責任は彼にある。
- 10 人が他人の妻と姦淫したなら、すなわち自分の隣人の妻と姦淫したなら、その姦淫した男も女も必ず殺されなければならない。
- 11 人がもし父の妻と寝たなら、父の裸をあらわにしたのである。二人とも必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。
- 12 人がもし息子の妻と寝たなら、その二人は必ず殺されなければならない。その人たちは道ならぬことをした。その血の責任は彼らにある。
- 13 男がもし女と寝るように男と寝たなら、二人は忌み嫌うべきことをしたのである。彼らは必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。
- 14 人がもし女をその母とともに妻としたなら、それは淫らなことである。その人もその女たちともに、火で焼かれなければならない。あなたがたの間で淫らな行為がないようにするためである。
- 15 人がもし動物と寝るなら、その人は必ず殺されなければならない。その動物も殺さなければならない。
- 16 女がもし、いかなる動物にであれ近づいてそれとともに交わるなら、あなたはその女と動物を殺さなければならない。その両者は必ず殺されなければならない。その血の責任はその両者にある。
- 17 人がもし自分の姉妹、すなわち父の娘か母の娘を妻とし、自分の姉妹の裸を見て、女もその人の裸を見たなら、これは恥ずべきことである。同族の目の前でその人たちは断ち切られる。その人は自分の姉妹の裸をあらわにしたのである。その咎を負わなければならない。
- 18 人がもし月のさわりのある女と寝て、彼女の裸をあらわにしたなら、男は女の泉を暴き、女は自分の血の泉をあらわにしたのである。二人は自分の民の間から断ち切られる。
- 19 母の姉妹や父の姉妹の裸をあらわにしてはならない。これは自分の肉親を裸にすることである。彼らは咎を負わなければならない。
- 20 人がもし自分のおばと寝たなら、おじの裸をあらわにしたのである。その人たちはその罪責を負わなければならない。彼らは子を残さずに死ぬ。

- 21 人がもし、自分の兄弟の妻をめとるなら、それは忌まわしいことだ。彼はその兄弟の裸をあらわにしたのである。彼らは子のいない者となる。
- 22 あなたがたが、わたしのすべての掟とすべての定めを守り、これを行うなら、わたしがあなたがたを住ませようと導き入れるその地は、あなたがたを吐き出さない。
- 23 あなたがたは、わたしがあなたがたの前から追い出そうとしている異邦の民の掟に従って歩んではない。彼らがこれらすべてのことを行ったので、わたしは彼らを甚だしく嫌った。
- 24 それゆえ、わたしはあなたがたに言った。『あなたがたは彼らの土地を所有するようになる。わたしが乳と蜜の流れる地をあなたがたに与えて所有させる。わたしは、あなたがたを諸民族の中から選り分けた、あなたがたの神、主である。』
- 25 あなたがたは、きよい動物と汚れた動物、また汚れた鳥ときよい鳥をより分けなければならない。わたしがあなたがたのために、汚れているとして区別した動物や鳥や地面を這うすべてのものによって、あなたがた自身を忌むべきものとしてはならない。
- 26 あなたがたは、わたしにとって聖でなければならない。主であるわたしが聖だからである。わたしは、あなたがたをわたしのものにしようと、諸民族の中から選り分けたのである。』
- 27 男でも女でも、彼らの間に霊媒や口寄せがいるなら、必ず殺されなければならない。彼らは石で打ち殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。」

## 第21章

- 1 主はモーセに言われた。「アロンの子である祭司たちに言え。彼らに言え。親族のうちの死人によって自分の身を汚してはならない。
- 2 ただし近親の者、すなわち、母や父、息子や娘、兄弟の場合は例外である。
- 3 また近親の、結婚したことがない処女である姉妹の場合は、彼女によって自分の身を汚してもよい。
- 4 一族の中で主人が自分の身を汚し、自分を冒瀆することになってはならない。
- 5 頭を剃ってはならない。ひげの両隅を切り落としてもいけない。からだにいかなる傷もつけてはならない。
- 6 彼らは自分の神に対して聖でなければならない。また自分の神の名を汚してはならない。彼らは、主への食物のささげ物、すなわち彼らの神のパンを献げるからである。彼らは聖でなければならない。
- 7 彼らは淫行で汚れている女を妻としてはならない。また夫から離縁された女を妻としてはならない。祭司は神に対して聖だからである。
- 8 あなたは彼を聖別しなければならない。彼はあなたの神のパンを献げるからである。彼はあなたにとって聖でなければならない。あなたがたを聖別する主であるわたしが聖だからである。
- 9 祭司の娘が淫行で身を汚すなら、その父を汚すことになる。その女は火で焼かれなければならない。
- 10 兄弟たちのうち大祭司で、頭に注ぎの油が注がれ、任職されて装束を着けている者は、その髪の毛を乱したり、その装束を引き裂いたりしてはならない。
- 11 いかなる死人のところにも行って行ってはならない。自分の父のためにも母のためにも自分の身を汚してはならない。

- 12 聖所から出て行って神の聖所を冒してはならない。神の注ぎの油による記章を身に着けているからである。わたしは主である。
- 13 彼は処女である女を妻としなければならない。
- 14 やもめ、離縁された女、あるいは淫行で汚れている女、これらを妻としてはならない。彼はただ、自分の民の中から処女を妻としなければならない。
- 15 一族のうちで子孫を汚すことのないようにするためである。わたしは彼を聖別する主だからである。」
- 16 主はモーセにこう告げられた。
- 17 「アロンに告げよ。あなたの代々の子孫のうち、身に欠陥のある者はだれも、神のパンを献げるために近づいてはならない。
- 18 だれでも、身に欠陥のある者は近づいてはならない。目の見えない者、足の萎えた者、あるいは手足が短すぎたり長すぎたりしている者、
- 19 足や手の折れた者、
- 20 背の曲がった者、背のきわめて低い者、目に濁りのある者、湿疹のある者、かさぶたのある者、睪丸のつぶれた者などである。
- 21 祭司アロンの子孫のうち、身に欠陥のある者はだれも、主への食物のささげ物を献げようと近寄ってはならない。彼の身には欠陥があるから、神のパンを献げるために近寄ってはならない。
- 22 しかし神のパンは、最も聖なるものであっても、聖なるものであっても食べることが許される。
- 23 ただし、垂れ幕のところに行ってはならない。祭壇に近寄ってはならない。身に欠陥があるからである。彼はわたしの聖所を汚してはならない。わたしがそれらを聖別する主だからである。」
- 24 モーセはこのことを、アロンとその子らとすべてのイスラエルの子らに告げた。

## 第22章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「アロンとその子らに告げよ。イスラエルの子らの聖なるものは慎重に扱え。わたしの聖なる名を汚してはならない。それは彼らがわたしのために聖別したものである。わたしは主である。
- 3 彼らに言え。代々にわたり、あなたがたの子孫のだれかが、イスラエルの子らが主に対して聖別した聖なるものに、汚れたままで近づくな。その人はわたしの前から断ち切られる。わたしは主である。
- 4 アロンの子孫のうち、ツアラアトに冒された者、または漏出のある者はみな、きよくなるまで聖なるものを食べてはならない。また汚れている者、精を漏らす者、
- 5 あるいはすべて人を汚す群がるものに触れる者、または、いかなる汚れであれ人を汚れさせる人間に触れる者もそうである。
- 6 これに触れた者は夕方まで汚れる。その人は、からだに水を浴びずに聖なるものを食べてはならない。

- 7 しかし、日が沈めば彼はきよくなり、その後で、聖なるものを食べるのが許される。それは彼の食物だからである。
- 8 死んだ動物や野獣にかみ裂かれたものを食べて汚れてはならない。わたしは主である。
- 9 彼らがわたしへの務めを果たすなら、彼らが聖なるものを冒し、そのために罪責を負って死ぬようなことはない。わたしは彼らを聖別する主である。
- 10 一般の者はだれも、聖なるものを食べてはならない。祭司の居留者や雇い人は、聖なるものを食べてはならない。
- 11 しかし、祭司に金で買われた者はこれを食べるのが許される。また、その家で生まれた者も祭司のパンを食べるのが許される。
- 12 祭司の娘は、一般の者と結婚したなら、聖なる奉納物を食べてはならない。
- 13 祭司の娘が、やもめあるいは離縁された者となり、子もなく、娘のときのように再びその父の家に戻っているなら、父の食物を食べるのが許される。しかし、一般の者はだれもそれを食べてはならない。
- 14 だれかが誤って聖なるものを食べるなら、それにその五分之一を加えて、その聖なるものを祭司に渡す。
- 15 イスラエルの子らに、主に献げる聖なるものを冒し、
- 16 聖なるものを食べて、その罪過の咎を負わせてはならない。わたしは彼らを聖別する主だからである。」
- 17 主はモーセにこう告げられた。
- 18 「アロンとその子ら、またすべてのイスラエルの子らに告げよ。だれでも、イスラエルの家  
の者、またはイスラエルにいる寄留者がささげ物を献げ、誓願のささげ物あるいは進んで献  
げるものとして、全焼のささげ物を主に献げる場合、
- 19 あなたがたが受け入れられるには、それは牛、羊、あるいはやぎのうちの、傷のない雄でな  
ければならない。
- 20 欠陥のあるものは、どのようなものでも献げてはならない。あなたがたの代わりにそれが受け  
入れられることはないからである。
- 21 また、人が特別の誓願を果たすため、あるいは進んで献げるものとして、牛か羊の中から交  
わりのいけにえを主に献げるときは、それが受け入れられるためには傷のないものでなければ  
ならない。それにはどのような欠陥もあってはならない。
- 22 盲目のもの、折れたところのあるもの、傷のあるもの、あるいは、うみが出るもの、湿疹のあ  
るもの、かさぶたのあるもの、あなたがたはこれらのものを、主に献げてはならない。また、  
これらのものを主への食物のささげ物として祭壇の上に献げてはならない。
- 23 牛や羊で、足が伸びすぎているか、または萎え縮んだものは、進んで献げるものとするこ  
とはできるが、誓願のささげ物としては受け入れられない。
- 24 あなたがたは、睾丸の押しつぶされたもの、砕けたもの、裂かれたもの、切り取られたもの  
を主に献げてはならない。あなたがたの地でそのようなことをしてはならない。
- 25 また、あなたがたは、異国人の手から何かこのようなものを受けて、あなたがたの神のパン  
として献げてはならない。これらのものは損なわれていて欠陥があるから、あなたがたは受け  
入れられない。」
- 26 主はモーセにこう告げられた。

- 27 「牛か羊かやぎが生まれたときは、七日間、その母親のもとに置いておく。八日目以後、それは主への食物のささげ物として受け入れられる。
- 28 しかし、牛でも羊でも、それをその子と同じ日に屠ってはならない。
- 29 主に感謝のいけにえを献げるときは、あなたがたが受け入れられるように、それを献げなければならぬ。
- 30 その同じ日にこれを食べ、朝までそれを残しておいてはならない。わたしは主である。
- 31 あなたがたはわたしの命令を守り、これを行わなければならない。わたしは主である。
- 32 わたしの聖なる名を汚してはならない。イスラエルの子らの間で、わたしは聖であることが示されなければならない。わたしはあなたがたを聖別する主である。
- 33 わたしは、あなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの地から導き出した。わたしは主である。」

## 第23章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。あなたがたが聖なる会合として召集する主の例祭、すなわちわたしの例祭は次のとおりである。
- 3 六日間は仕事をする。しかし、七日目は全き休みのための安息日、聖なる会合の日である。あなたがたは、いかなる仕事もしてはならない。この日は、あなたがたがどこに住んでいても主の安息日である。
- 4 あなたがたが定期的に召集しなければならない聖なる会合、主の例祭は次のとおりである。
- 5 第一の月の十四日には夕暮れに過越のいけにえを主に献げる。
- 6 この月の十五日は主への種なしパンの祭りである。七日間、あなたがたは種なしパンを食べる。
- 7 最初の日、あなたがたは聖なる会合を開く。いかなる労働もしてはならない。
- 8 七日間、食物のささげ物を主に献げる。七日目に聖なる会合を開く。あなたがたは、いかなる労働もしてはならない。」
- 9 主はモーセにこう告げられた。
- 10 「イスラエルの子らに告げよ。あなたがたがわたしが与えようとしている地に入り、収穫を刈り入れたなら、収穫の初穂の束を祭司のところに持って行きなさい。
- 11 その束は主の前で揺り動かす。あなたがたが受け入れられるためである。祭司は安息日の翌日、それを揺り動かさなければならない。
- 12 あなたがたは、束を揺り動かすその日に、主への全焼のささげ物として傷のない一歳の雄の子羊を献げる。
- 13 その穀物のささげ物は油を混ぜた小麦粉十分の二エパであり、主への食物のささげ物、芳ばしい香りである。その注ぎのささげ物はぶどう酒で、一ヒンの四分の一である。
- 14 あなたがたは、神へのささげ物を持って行くその日まで、パンも炒り麦も新穀も食べてはならない。これは、あなたがたがどこに住んでいても代々守るべき永遠の掟である。
- 15 あなたがたは、安息日の翌日から、奉献物の束を持って行った日から満七週間を数える。
- 16 七回目の安息日の翌日まで五十日を数え、あなたがたは新しい穀物のささげ物を主に献げる。

- 17 あなたがたの住まいから、十分の二エパの小麦粉にパン種を入れて焼いたものを二つ、奉獻物としてのパンとして持って行く。これは主への初物である。
- 18 そのパンと一緒に、主への全焼のささげ物として、傷のない一歳の雄の子羊七匹、若い雄牛一頭、雄羊二匹、また、主への食物のささげ物、芳ばしい香りとして、彼らの穀物のささげ物と注ぎのささげ物とを献げる。
- 19 また、雄やぎ一匹を罪のきよめのささげ物とし、一歳の雄の子羊二匹を交わりのいけにえとする。
- 20 祭司はこれら二匹の雄の子羊を、初穂のパンと一緒に、奉獻物として主の前で揺り動かす。これらは主の聖なるものであり、祭司のものとなる。
- 21 その同じ日に、あなたがたは聖なる会合を召集する。それは、あなたがたのためである。いかなる労働もしてはならない。これは、あなたがたがどこに住んでいても、代々守るべき永遠の掟である。
- 22 あなたがたの土地の収穫を刈り入れるときは、刈るときに畑の隅まで刈り尽くしてはならない。あなたの収穫の落ち穂も集めてはならない。貧しい人と寄留者のために、それらを残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。」
- 23 主はモーセにこう告げられた。
- 24 「イスラエルの子らに告げよ。第七の月の一日はあなたがたの全き休みの日であり、角笛を吹き鳴らして記念する聖なる会合を開く。
- 25 あなたがたは、いかなる労働もしてはならない。食物のささげ物を主に献げなさい。」
- 26 主はモーセにこう告げられた。
- 27 「特にこの第七の月の十日は宥めの日であり、あなたがたのために聖なる会合を開く。あなたがたは自らを戒め、食物のささげ物を主に献げなければならない。
- 28 その日のうちは、いかなる仕事もしてはならない。その日が宥めの日であり、あなたがたの神、主の前であなたがたのために宥めがなされるからである。
- 29 その日に自らを戒めない者はだれでも、自分の民から断ち切られる。
- 30 だれでも、その日に少しでも仕事をする者は、わたしはその人をその民の間から滅ぼす。
- 31 いかなる仕事もしてはならない。これは、あなたがたがどこに住んでいても代々守るべき永遠の掟である。
- 32 これは、あなたがたの全き休みのための安息日である。あなたがたは自らを戒める。その月の九日の夕暮れには、その夕暮れから次の夕暮れまで、あなたがたの安息を守らなければならない。」
- 33 主はモーセにこう告げられた。
- 34 「イスラエルの子らに告げよ。この第七の月の十五日には、七日間にわたる主の仮庵の祭りが始まる。
- 35 最初の日には、聖なる会合を開く。あなたがたは、いかなる労働もしてはならない。
- 36 七日間、あなたがたは食物のささげ物を主に献げなければならない。八日目も、あなたがたは聖なる会合を開かなければならない。あなたがたは食物のささげ物を主に献げる。これはきよめの集会であり、いかなる労働もしてはならない。
- 37 以上が主の例祭である。あなたがたは聖なる会合を召集して、全焼のささげ物、穀物のささげ物、交わりのいけにえ、注ぎのささげ物を、食物のささげ物として、それぞれ定められた日に

主に献げなければならない。

- 38 このほかに主の安息日、また、あなたがたが主に献げる献上物、あらゆる誓願のささげ物、あらゆる進んで献げるものがある。
- 39 特に、あなたがたがその土地の収穫をし終える第七の月の十五日には、七日間にわたる主の祭りを祝わなければならない。最初の日は全き休みの日であり、八日目も全き休みの日である。
- 40 最初の日、あなたがたは自分たちのために、美しい木の実、なつめ椰子の葉と茂った木の太枝、また川辺の柳を取り、七日間、あなたがたの神、主の前で喜び楽しむ。
- 41 年に七日間、主の祭りとしてこれを祝う。これはあなたがたが代々守るべき永遠の掟であり、第七の月に祝わなければならない。
- 42 あなたがたは七日間、仮庵に住まなければならない。イスラエルで生まれた者はみな仮庵に住まなければならない。
- 43 これは、あなたがたの後の世代が、わたしがエジプトの地からイスラエルの子らを導き出したとき、彼らを仮庵に住ませたことを知るためである。わたしはあなたがたの神、主である。」
- 44 こうしてモーセはイスラエルの子らに主の例祭のことを告げた。

## 第24章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「あなたはイスラエルの子らに命じて、ともしび用の、質の良い純粋なオリーブ油を持って来させなさい。ともしびを絶えずともしておくためである。
- 3 アロンは会見の天幕の中、あかしの箱の垂れ幕の外側で、夕方から朝まで主の前に絶えずそのともしびを整えておく。これはあなたがたが代々守るべき永遠の掟である。
- 4 彼はきよい燭台の上に、そのともしびを主の前に絶えず整えておく。
- 5 あなたは小麦粉を取り、それで輪形パン十二個を焼く。一つの輪形パンは十分の二エパである。
- 6 それを主の前のきよい机の上に一列六つずつ、二列に置く。
- 7 それぞれの列に純粋な乳香を添え、覚えの分のパンとし、主への食物のささげ物とする。
- 8 彼は安息日ごとに、これを主の前に絶えず整えておく。これはイスラエルの子らによるささげ物であって、永遠の契約である。
- 9 これはアロンとその子らのものとなり、彼らはこれを聖なる所で食べる。これは最も聖なるものであり、主への食物のささげ物のうちから、永遠の定めにより彼に与えられた割り当てだからである。」
- 10 さて、イスラエル人を母とし、エジプト人を父とする者がイスラエルの子らのうちに出たが、このイスラエルの女の息子と、あるイスラエル人とが宿営の中で争った。
- 11 そのとき、イスラエルの女の息子が御名を汚し、ののしったので、人々はこの者をモーセのところへ連れて行った。彼の母の名はシェロミテで、ダン部族のディブリの娘であった。
- 12 人々は主の命が彼らにはっきりと示されるまで、この者を留置しておいた。
- 13 主はモーセにこう告げられた。

- 14 「あの、ののした者を宿営の外に連れ出し、それを聞いたすべての人がその人の頭に手を置き、全会衆が彼に石を投げて殺すようにしなさい。
- 15 あなたはイスラエルの子らに告げよ。自分の神をののしる者はだれでも罪責を負う。
- 16 主の御名を汚す者は必ず殺されなければならない。全会衆は必ずその人に石を投げて殺さなければならない。寄留者でも、この国に生まれた者でも、御名を汚すなら殺される。
- 17 人間を打ち殺す者は必ず殺されなければならない。
- 18 動物を打ち殺す者は、いのちにはいのちをもって償わなければならない。
- 19 人がその同胞に傷を負わせるなら、その人は自分がしたのと同じようにされなければならない。
- 20 骨折には骨折を、目には目を、歯には歯を。人に傷を負わせたのと同じように、自分もそうされなければならない。
- 21 家畜を打ち殺す者は償いをしなければならず、人間を打ち殺す者は殺されなければならない。
- 22 このさばきは、寄留者であれ、この国に生まれた者であれ、あなたがたには同一である。わたしがあなたがたの神、主だからである。」
- 23 モーセがイスラエルの子らに告げたので、彼らはののした者を宿営の外に連れ出し、彼に石を投げて殺した。こうしてイスラエルの人々は、主がモーセに命じられたとおりに行った。

## 第25章

- 1 主はシナイ山でモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。わたしが与えようとしている地にあなたがたが入ったとき、その地は主の安息を守らなければならない。
- 3 六年間はあなたの畑に種を蒔き、六年間ぶどう畑の刈り込みをして収穫をする。
- 4 七年目は地の全き休みのための安息、主の安息となる。あなたの畑に種を蒔いたり、ぶどう畑の刈り込みをしたりしてはならない。
- 5 あなたの落ち穂から生えたものを刈り入れてはならない。あなたが手入れをしなかったぶどうの木もぶどうも集めてはならない。これは地のための全き休みの年である。
- 6 地の安息はあなたがたに食物をもたらす。すなわち、あなたと、あなたの男奴隷と女奴隷、あなたの雇い人と、あなたのところに在住している居留者のため、
- 7 また、あなたの家畜と、あなたの地にいる獣のために、その地の収穫はすべて食物となる。
- 8 あなたは安息の年を七回、すなわち、七年の七倍を数える。安息の年が七回で四十九年である。
- 9 あなたはその第七の月の十日に角笛を鳴り響かせる。宥めの日に、あなたがたの全土に角笛を鳴り響かせる。
- 10 あなたがたは五十年目を聖別し、国中のすべての住民に解放を宣言する。これはあなたがたのヨベルの年である。あなたがたはそれぞれ自分の所有地に帰り、それぞれ自分の家族のもとに帰る。
- 11 この五十年目はあなたがたのヨベルの年である。種を蒔いてはならないし、落ち穂から生えたものを刈り入れてもならない。また手入れをしなかったぶどうの木もぶどうを集めてはならない。

- 12 これはヨベルの年であって、あなたがたには聖である。あなたがたは野の収穫物を食べる。
- 13 このヨベルの年には、あなたがたはそれぞれ自分の所有地に帰る。
- 14 もしあなたがたが、同胞に土地を売ったり同胞から買ったりするときは、互いに損失を与えないようにしなさい。
- 15 ヨベルの後の年数にしたがって、あなたの同胞から買い、収穫年数にしたがって相手もあなたに売る。
- 16 年数が多ければ、それに応じてあなたはその買い値を増し、年数が少なければ、それに応じてその買い値を減らさなければならない。彼があなたに売るのは収穫の回数だからである。
- 17 あなたがたはそれぞれ同胞に損失を与えてはならない。あなたの神を恐れよ。わたしはあなたがたの神、主だからである。
- 18 あなたがたはわたしの掟を行い、わたしの定めを守らなければならない。それを行うなら、その地に安らかに住むことができる。
- 19 地は実りをもたらし、あなたがたは満ち足りるまで食べ、安らかにそこに住むことができる。
- 20 あなたがたは、『もし私たちが種を蒔かず、また収穫もしないなら、七年目には何を食べればよいのか』と言うであろうが、
- 21 わたしは六年目に、あなたがたのためにわたしの祝福を命じ、三年分の収穫を生じさせる。
- 22 あなたがたが八年目に種を蒔くときにも、前の収穫をなお食べている。九年目まで、その収穫があるまで、なお前のものを食べるができる。
- 23 土地は、買い戻しの権利を放棄して売ってはならない。土地はわたしのものである。あなたがたは、わたしのもとに在住している寄留者だからである。
- 24 あなたがたの所有するどの土地においても、土地を買い戻す権利を認めなければならない。
- 25 もしあなたの兄弟が落ちぶれて、その所有地を売ったときは、買い戻しの権利のある近親者が来て、兄弟の売ったものを買い戻さなければならない。
- 26 その人に買い戻しの権利のある親類がないときは、彼の暮らし向きが良くなり、それを買い戻す余裕ができたなら、
- 27 売ってからの年数を計算し、なお残る分を買い主に返し、自分の所有地に帰ることができる。
- 28 もしその人に返す余裕がないなら、その売ったものはヨベルの年まで買い主の手にとどまる。しかし、ヨベルの年にはその手を離れ、彼は自分の所有地に帰ることができる。
- 29 人が、城壁を巡らした町の住居を売るときは、それを売ってからの一年間は買い戻す権利がある。買い戻しはこの期間に限る。
- 30 もし満一年になるまでに買い戻されないなら、城壁を巡らした町の中のその家は、買い戻しの権利の喪失により、代々にわたってそれを買い取った人のものとなり、ヨベルの年にも彼の手を離れない。
- 31 周りに城壁のない村々の家は、その土地の畑と見なされて買い戻すことができ、ヨベルの年に彼の手を離れる。
- 32 レビ人の町々、すなわち彼らが所有している町々の家については、レビ人にいつでも買い戻す権利がある。
- 33 レビ人が買い戻すものに関しては、彼の所有地の町で売られた家はヨベルの年には手放される。レビ人の町々の家は、イスラエルの子らの間にあって彼らが所有するものだからである。
- 34 彼らの町々の放牧用の畑は売ってはならない。それは彼らの永遠の所有地だからである。

- 35 もしあなたの同胞が落ちぶれて、あなたのもとで暮らしが立たなくなったなら、彼をあなたのところに在住している寄留者のように扶養し、あなたのもとで生活できるようにしなさい。
- 36 彼から利息も利益も得てはならない。あなたの神を恐れよ。同胞があなたのもとで生活できるようにしなさい。
- 37 彼に金を貸して利息を取ってはならない。また食物を与えて利益を得てはならない。
- 38 わたしはあなたがたの神、主である。わたしは、あなたがたにカナン之地を与えてあなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの地から導き出したのである。
- 39 もし、あなたのもとにいるあなたの兄弟が落ちぶれて、あなたに身売りしても、彼を奴隷として仕えさせてはならない。
- 40 彼はあなたのもとでは雇い人が居留者のようではなければならず、ヨベルの年まであなたのもとで仕える。
- 41 こうして彼とその子らはあなたのもとから出て行き、自分の一族のもと、自分の先祖の所有地に帰る。
- 42 彼らは、わたしがエジプトの地から導き出した、わたしのしもべである。奴隷の身分として売られてはならない。
- 43 あなたは彼を酷使してはならない。あなたの神を恐れよ。
- 44 あなたのものとなる男女の奴隷は、あなたがたの周囲の国々から来た者であり、彼らの中から男女の奴隷を買い取ることができる。
- 45 あるいは、あなたがたのところに在住している居留者たちの子どもの中からも、または、あなたがたの間にいる彼らの家族で、あなたがたの国で生まれた者からも買い取ることができる。彼らはあなたがたの所有とすることができる。
- 46 あなたがたは彼らを、あなたがたの後の子孫にゆずりとして与え、永遠に所有として受け継がせ、奴隷とすることができる。しかし、あなたがたの同胞であるイスラエルの子らは、互いに酷使し合ってはならない。
- 47 もし、あなたのもとに在住している寄留者の暮らし向きが良くなり、その人のところにいるあなたの兄弟が落ちぶれて、あなたのもとに在住している寄留者に、あるいはその寄留者の氏族の子孫に身を売ったときは、
- 48 身を売った後でも、その人には買い戻される権利がある。彼の兄弟の一人が彼を買い戻すことができる。
- 49 または、その人のおじや、おじの息子が買い戻すこともできる。または、一族の近親者の一人が買い戻すこともできる。あるいは、もし暮らし向きが良くなれば、自分で自分自身を買い戻すこともできる。
- 50 買い主とともに、自分が身を売った年からヨベルの年までを計算する。身代金は、その年数に応じて、雇い人の場合の期間にしたがって決める。
- 51 もしまだ多くの年数が残っているなら、その年数に応じて、自分が買われた金額のうちから買い戻し金となる分を払う。
- 52 ヨベルの年までわずかの年数しか残っていなくても、彼はそのように計算し、その年数に応じて買い戻し金となる分を払う。
- 53 彼は年ごとに雇われる者のように扱われなければならない。あなたの目の前で酷使されてはならない。

- 54 たとえ、これらの方法によって買い戻されなかった場合でも、ヨベルの年には、その子らと一緒に出て行くことができる。
- 55 イスラエルの子らは、このわたしのしもべだからである。彼らは、わたしがエジプトの地から導き出した、わたしのしもべである。わたしはあなたがたの神、主である。

## 第26章

- 1 あなたがたは自分のために偶像を造ってはならない。また自分のために彫像や石の柱を立ててはならない。あなたがたの地に石像を立てて、それを拜んではならない。わたしがあなたがたの神、主だからである。
- 2 あなたがたはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を恐れなければならない。わたしは主である。
- 3 もし、あなたがたがわたしの掟に従って歩み、わたしの命令を守り、それらを行うなら、
- 4 わたしは時にかなってあなたがたに雨を与える。それにより地は産物を出し、畑の木々はその実を結ぶ。
- 5 あなたがたの麦打ちはぶどうの取り入れ時まで続き、ぶどうの取り入れは種蒔きの時まで続く。あなたがたは満ち足りるまでパンを食べ、安らかに自分たちの地に住む。
- 6 また、わたしはその地に平和を与える。あなたがたはだれにも脅かされずに寝る。また、わたしは悪い獣をその国から除く。剣があなたがたの地を行き巡ることはない。
- 7 あなたがたは敵を追い、彼らはあなたがたの前に剣で倒れる。
- 8 あなたがたの五人は百人を追い、百人は一万人を追う。あなたがたの敵はあなたがたの前に剣によって倒れる。
- 9 わたしはあなたがたを顧み、多くの子を与えてあなたがたを増やし、あなたがたとのわたしの契約を確かなものにする。
- 10 あなたがたは長く蓄えられた古いものを食べ、新しいものを前にして、古いものを片付けるようになる。
- 11 わたしは、あなたがたのただ中にわたしの住まいを建てる。わたしの心は、あなたがたを嫌って退けたりはしない。
- 12 わたしはあなたがたの間を歩み、あなたがたの神となり、あなたがたはわたしの民となる。
- 13 わたしはあなたがたの神、主である。わたしはあなたがたを奴隷の身分から救い出すために、エジプトの地から導き出した。わたしは、あなたがたのくびきの横木を砕き、あなたがたが自立して歩めるようにした。
- 14 しかし、もし、あなたがたがわたしに聞き従わず、これらすべての命令を行わないなら、
- 15 また、わたしの掟を拒み、あなたがた自身がわたしの定めを嫌って退け、わたしのすべての命令を行わず、わたしの契約を破るなら、
- 16 わたしもあなたがたに次のことを行う。わたしはあなたがたの上に恐怖を臨ませ、肺病と熱病で目を衰えさせ、心をすり減らさせる。あなたがたは種を蒔いても無駄である。あなたがたの敵がそれを食べる。
- 17 わたしはあなたがたに敵対してわたしの顔を向ける。あなたがたは自分の敵に打ち負かされ、あなたがたを憎む者があなたがたを踏みつける。あなたがたを追う者がいないのに、あなたがたは逃げる。

- 18 もし、これらのことが起こっても、あなたがたがなおわたしに聞かないなら、わたしはさらに、あなたがたの罪に対して七倍重く懲らしめる。
- 19 わたしは、自分の力を頼むあなたがたの思い上がりを打ち砕き、あなたがたの天を鉄のように、あなたがたの地を青銅のようにする。
- 20 あなたがたの力は無駄に費やされる。あなたがたの地は産物を出さず、地の木々も実を結ばない。
- 21 また、もしあなたがたがわたしに逆らって歩み、わたしに聞こうとしないなら、わたしはさらに、あなたがたの罪にふさわしく、七倍激しくあなたがたを打ちたたく。
- 22 わたしはまた、あなたがたの間に野の獣を放つ。これはあなたがたから子を奪い、家畜を絶えさせ、あなたがたの数を減らす。こうして、あなたがたの道は荒れ果てる。
- 23 もし、それでも、わたしのこの懲らしめをあなたがたが受け入れず、わたしに逆らって歩むなら、
- 24 わたしもあなたがたに逆らって歩む。また、わたしは、あなたがたの罪に対して七倍重くあなたがたを打つ。
- 25 わたしはあなたがたの上に剣を臨ませ、契約による復讐を果たす。あなたがたは自分たちの町々に集まるが、わたしがあなたがたの間に疫病を送り込むので、あなたがたは敵の手に落ちる。
- 26 わたしがあなたがたのパンの蓄えをなくすとき、十人の女が一つのかまどでパンを焼き、秤にかけてパンを配る。あなたがたは食べても満ち足りない。
- 27 これにもかかわらず、なおもあなたがたが、わたしに聞こうとせず、わたしに逆らって歩むなら、
- 28 わたしは激怒をもってあなたがたに逆らって歩み、あなたがたの罪に対して七倍重くあなたがたを懲らしめる。
- 29 あなたがたは自分の息子の肉を食べ、自分の娘の肉を食べる。
- 30 わたしはあなたがたの高き所を打ち壊し、香の台を切り倒し、偶像の残骸の上にあなたがたの死体を積み上げる。わたしの心は、あなたがたを嫌って退ける。
- 31 わたしはあなたがたの町々を廃墟とし、あなたがたの聖所を荒れ果てさせる。わたしはあなたがたの芳ばしい香りをかくことはしない。
- 32 わたしはその地を荒れ果てさせ、そこに住むあなたがたの敵はそれを見て啞然とする。
- 33 わたしはあなたがたを国々の間に散らし、剣を抜いてあなたがたの後を追う。あなたがたの地は荒れ果て、あなたがたの町々は廃墟となる。
- 34 そのとき、その地が荒れ果て、あなたがたが敵の国にいる間、その地は休む。そのとき地はその安息を享受する。
- 35 地は、荒れ果てている間、休むことができる。それは、あなたがたがそこに住んでいたとき、あなたがたの安息のときには得られなかったものである。
- 36 あなたがたのうちで生き残る者にも、敵の国にいる間、彼らの心の中に臆病を送り込む。吹き散らされる木の葉の音にさえ彼らは追い立てられ、剣から逃れる者のように逃げ、追いかける者もいないのに倒れる。
- 37 追いかける者もいないのに、剣から逃れるかのように折り重なってつまずき倒れる。あなたがたは敵の前に立つこともできない。

- 38 あなたがたは国々の間で滅び、あなたがたの敵の地はあなたがたを食い尽くす。
- 39 あなたがたのうちの生き残る者も、敵の地で自分の咎のために朽ち果てる。さらに先祖の咎のために朽ち果てる。
- 40 彼らは、自分たちの咎と先祖の咎を、つまり、わたしの信頼を裏切って、わたしに逆らって歩んだことを告白するが、
- 41 このわたしが彼らに逆らって歩み、彼らを敵の国へ送り込むのである。もしそのとき、彼らの無割礼の心がへりくだるなら、そのとき自分たちの咎の償いをするようになる。
- 42 わたしはヤコブとのわたしの契約を思い起こす。またイサクとのわたしの契約を、さらにはアブラハムとのわたしの契約をも思い起こす。わたしはその地を思い起こす。
- 43 その地は彼らに捨て置かれ、彼らがいなくなって荒れ果てている間、安息を享受する。彼らは自分たちの咎の償いをするようになるが、それはただ、彼ら自身がわたしの定めを退け、わたしの掟を嫌って退けたゆえである。
- 44 それにもかかわらず、彼らとその敵の国にいるとき、わたしは彼らを退けず、彼らを嫌って絶ち滅ぼさず、彼らとのわたしの契約を破ることはない。わたしが彼らの神、主だからである。
- 45 わたしは彼らのために、彼らの父祖たちと結んだ契約を思い起こす。わたしは彼らを国々の目の前で、彼らの神となるためにエジプトの地から導き出したのだ。わたしは主である。」
- 46 以上は、主がシナイ山でモーセを通して、ご自分とイスラエルの子らとの間に立てられた、掟と定めとおしえである。

## 第27章

- 1 主はモーセにこう告げられた。
- 2 「イスラエルの子らに告げよ。人が人間の評価額にしたがって主に特別な誓願を立てるときには、
- 3 その評価額を次のとおりにする。二十歳から六十歳までの男子なら、その評価額は聖所のシェケルで銀五十シェケル。
- 4 女子なら、その評価額は三十シェケル。
- 5 五歳から二十歳までなら、その男子の評価額は二十シェケル、女子は十シェケル。
- 6 一か月から五歳までなら、男子の評価額は銀五シェケル、女子の評価額は銀三シェケル。
- 7 六十歳以上なら、男子の評価額は十五シェケル、女子は十シェケル。
- 8 その人が落ちぶれていて評価額を払えないなら、その人を祭司の前に立たせ、祭司が彼の評価をする。祭司は誓願をする者の能力に応じて彼を評価する。
- 9 献げることのできる家畜を主へのささげ物とする場合、すべて主に献げられたものは聖なるものとなる。
- 10 それをほかのもので代用したり、良いものを悪いものに、あるいは悪いものを良いものに取り替えたりしてはならない。もしも家畜をほかの家畜と取り替えることがあれば、それも代わりのもも聖なるものとなる。
- 11 献げることのできない、汚れた家畜を主へのささげ物とする場合には、その家畜を祭司の前に立たせる。
- 12 祭司はその良し悪しを評価する。それは祭司が評価したとおりになる。

- 13 もしも、その人がそれを買戻したいのであれば、その評価額にその五分の一を加える。
- 14 人が自分の家を主に聖なるものとして聖別するときは、祭司がその良し悪しを評価する。祭司がそれを評価したとおり、そのようになる。
- 15 家を聖別した人がそれを買戻したい場合は、評価額に五分の一を加えれば、それは彼のものとなる。
- 16 人が自分の所有の畑の一部を主に聖別する場合には、評価額はそこに蒔く種の量による。大麦の種一ホメルごとに銀五十シェケルである。
- 17 もしヨベルの年からその畑を聖別するなら、評価額どおりである。
- 18 しかし、ヨベルの年の後にその畑を聖別するなら、祭司は次のヨベルの年までにまだ残っている年数によって、その金額を計算する。そのようにして評価額から差し引かれる。
- 19 もし、その畑を聖別した人がそれを買戻したいのであれば、評価額にその五分の一を加える。それは彼のものとして残る。
- 20 もし彼がその畑を買戻さず、また、その畑がほかの人に売られているなら、もはやそれを買戻すことはできない。
- 21 その畑がヨベルの年に渡されるとき、それは聖絶された畑として主の聖なるものとなり、祭司の所有地となる。
- 22 また人が、自分の所有の畑の一部ではない、買い取った畑を主に聖別する場合は、
- 23 祭司はヨベルの年までの評価の総額を計算し、その人はその日に、その評価額を主の聖なるものとして献げなければならない。
- 24 ヨベルの年には、その畑は、その売り主であるその地の所有主に戻る。
- 25 評価はすべて聖所のシェケルによる。一シェケルは二十ゲラである。
- 26 ただし、家畜の初子は主のものである。初子として生まれたのだから、だれもこれを聖別することはできない。牛であれ羊であれ、それは主のものである。
- 27 それが汚れた家畜のものであれば、その評価額にその五分の一を加えて贖うことができる。しかし、買戻されないなら、その評価額で売られる。
- 28 ただし、人であれ家畜であれ、自分の所有の畑であれ、自分の持っているすべてのもののうちで、主に対して聖絶したものは、何であろうとそれを売ることができない。また買戻すこともできない。すべて聖絶の物は最も聖なるものであり、主のものである。
- 29 人であって、聖絶された者はみな、贖われることがない。その人は必ず殺されなければならない。
- 30 地の十分の一は、地の産物であれ木の実であれ、すべて主のものである。それは主の聖なるものである。
- 31 しかし、もしも人がその十分の一の一部を買戻したいのであれば、それにその五分の一を加える。
- 32 牛や羊の十分の一については、牧者の杖の下を通る十番目ごとのものが主の聖なるものとなる。
- 33 その良し悪しを見てはならない。また、それを取り替えてはならない。もしも、それを取り替えることがあれば、それも代わりのものも、ともに聖なるものとなる。それを買戻すことはできない。」
- 34 以上は、主がシナイ山で、イスラエルの子らに向けてモーセに命じられた命令である。